
令和5年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和5年6月21日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和5年6月21日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
12番 小田 貞利君	13番 久保 雅己君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中元 辰也君

産業建設環境部長 …… 瀬川 洋介君 健康福祉部長 …………… 重富 孝雄君
上下水道部長 …………… 山本 正和君 統括総合支所長 …………… 岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長 …………… 江本 達志君
教育次長 …………… 木谷 学君 病院事業局総務部長 …… 山中 茂雄君
総務課長 …………… 梅木 義弘君 財務課長 …………… 岡原 伸二君
財務課副課長 …………… 佐原 正幸君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名であります。通告順に質問を許します。9番、新田健介議員。

○議員（9番 新田 健介君） 改めまして、おはようございます。新田健介でございます。

まず本日も発言の機会をいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

今日は小話なしで、さっそくではございますが、通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

免許を返納された方や遠方への運転を控えている方など、マイカーを使わない方の移動手段について、町民の皆様より御意見や御質問をいただいております。高齢化率の高い本町において、車の運転をされない御高齢の方の移動手段と、それに伴う助成につきましては、高齢者サービスの中で大変重要なものと考えられます。

今回その中でも特に、福祉タクシーについて質問させていただきたいと思っております。

この福祉タクシー助成の中身を見ますと、枚数が少ないのでなかなか外に出かけられない、あるいは申請するのに手間がかかる、そのような声を耳にします。また、近隣自治体に比べますと、制度の違いがあるとはいえ、見劣りをしているように感じられ、改善が必要なのではないかとの考えに至りました。

そこで、福祉タクシーチケットの申請条件である、80歳からの年齢の引き下げと、12枚の利用枚数からの増加を要望させていただきたいと思っております。あわせて、申請に関してはどのように行われているのかと、利用率がここ数年、40%台で推移していると思っておりますが、このことについて検証などは行われているのか、さらには、この利用率を上げるために、より一

層の周知も必要であると考えておりますが、何か対策は練られていらっしゃるのか、執行部の御見解をお聞かせください。

最後になりますが、今後、バスチケット、こちらの助成の可能性もあるのか、教えていただけますと幸いです。

以上、ご答弁のほど、何卒よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員の高齢者福祉タクシーチケットの見直しについての御質問にお答えいたします。

福祉タクシー助成事業につきましては、心身障害者または高齢者が通院等の外出のために、町内のタクシーを利用する場合において、その利用料金の一部を助成することにより、障害者等の外出を支援するとともに、社会参加の促進を目的としているところであります。

対象者といたしましては、周防大島町に住所を有する1級から4級までの身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または80歳以上の方にタクシーの利用料金の一部を助成しております。

新田議員から御提案のありました、福祉タクシーの高齢者の対象年齢の引き下げ及び枚数の増加につきましては、近年、免許証の返納等により交通弱者も増え、福祉タクシー利用要望者も増えることも予想されますが、財源確保が重要となりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

福祉タクシーの申請につきましては、福祉課をはじめ各総合支所、出張所窓口において申請していただいておりますが、町ホームページにも様式を載せておりますので、直接出向いていただかなくても、申請書を郵送していただいても構いませんし、代理の方でも申請可能としております。

また、福祉タクシー利用につきましては、広報やホームページ等で周知を行うとともに、地域において相談等の支援をしていただいております民生委員・児童委員の皆さんにも協力をいただいているところですが、今後は各種集会等においても一層の周知を図ってまいりたいと存じます。

なお、助成券の複数枚利用につきましては、本町のタクシー助成券が額面の組み合わせで利用する性質のものではなく、基本料金を助成するものとなっておりますので、1回利用での複数枚利用は困難な状況でございます。

次に、バスチケットの助成についてでございますが、今から地域公共交通計画を実行する中で、公共交通の利用促進も大きな目標であり、チケットの助成は効果が期待できると考えられますが、これについても財源を確保していくことが重要であり、また地域差も含めてどのように進めていくかの検討が必要と思われまます。

いずれにいたしましても、人と自然が響きあう、笑顔あふれる安心のまち周防大島の住民として、皆さんが安心して過ごせるよう考えて努めてまいりますので、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 町長、ありがとうございます。僕が勝手に非常に前向きな御答弁と解釈して今から進めていきたいと思えます。

まずはちょっと、それでは順を追って再質問させていただきます。この福祉タクシーチケット諸々に関して、これをお教えいただきたいのですが、いつから始まった制度で、またこの利用枚数と申請年齢、これがこの枚数と年齢で設定されたのがいつからなのか、そのあたりを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の質問にお答えいたします。

この事業は、合併以前の平成元年度から旧大島町で、平成3年度から旧東和町で開始されております。平成16年度の合併時にサービスを低下させないようということで、旧町の要綱を参考にいたしまして、周防大島町としての要綱を制定いたしております。この当時は12枚でございました。

それからその後、平成20年度には、心身障害を持たれている方の利用枚数を12枚から24枚に増やしました。それから、平成24年度には、人工透析を受けておられる方には利用枚数を48枚に増やしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。合併諸々あって、引き継いでずっと今もこの事業をされておる。辞めなかったことはいいことだと思うんですが、今、重富健康福祉部長から答弁がございましたが、平成元年度からということで、もう30年以上前からずっとこの枚数で動いていると、後半で発言がございましたが、心身障害の方は12枚から24枚、あるいは人工透析の方はさらに増えて48枚になっている。そこは増えているのに、結局この福祉タクシー自体は増えてきていない現状があつて、これはちょっとしたデータなんですけれども、平成10年度には高齢化率が本町既に40%を超えていたと思います。その後、今おっしゃっていた平成16年度に合併をして、平成17年度には高齢化率44%、もう現在、皆さん知るところでございますが、2020年でもう54%、現在はもっと上にいっていると思います。さらに言うと、2045年には恐らく60%台になっていくであろうという中で、高齢化率がここまで上がっている、20%近く上がっていく中で、何も変えてこなかった。この期間で、例えば議論とか

なされなかったのか。

ほかの、先ほど申しましたが、心身障害の方、あるいは人工透析の方、そこにはきっちりと増やしていただいている。しかしながら、高齢化率が進んで、町長の最初の答弁にもありましたが、交通弱者が増えていく現状がある中で、そういう議論がなされてこなかったのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の質問でございます。これにお答えをいたします。

当時検討はされたのかということでございますが、当然、旧町からまず平成16年度に合併したときに当然議論をして、それからその後も心身障害の方については24枚、それから人工透析の方は48枚ということで、検討していく中でどんどん制度をよりよくしていったというふうには感じております。ただし、その12枚についての細かい協議がなされたかというのは記録にちょっと残っておりません。そこについてはここではっきり申し上げることは難しいのですが、あくまでもこの福祉タクシーの事業として検討はされているというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。じゃあ今、検討するべきチャンスが来たんですね。これを機にしっかりと考えていただきたいと思います。

ちなみに、この80歳以上12枚という、この数の根拠というか思いというものがあるのかどうか。冒頭にも申しましたが、近隣市町あるいは全国的に見ても、この数の正解、年齢の正解というのはないと思うんです。ただ、80歳以上で12枚というのはどこを見てもあんまりない。最低でも75歳で24枚というのがスタンダードというか、決して正解ではないですが、そういった数が多い中で、本町が80歳12枚という設定しているところの何か思いがあるのか。そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の質問にお答えいたします。

1番はじめにちょっと御説明をさせていただいたのですが、80歳12枚につきましては、あくまでも旧町の時代に開始をした福祉タクシー、これをもとに、平成16年度の合併時にサービスを低下させないようにということで作ったものでございます。あくまでも根拠といたしましては、当時の合併時の協議というか、検討したものが根拠となっていると考えております。

今、お話がありましたように、近隣の市町で見ますと、75歳で24枚というような枚数、あるいは年齢、財源のことも含めて慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） この質問を、重富健康福祉部長にぶつけるのも非常に失礼だし、答えにくいところもあると思うのですが、根拠というか施策というのは、思いがあるからそれを打つわけで、その事業をするわけだと私は思っております。なので、これがしっかりとした議論をもう1度するタイミングが、今来ておると思います。冒頭にも申しましたが、30年以上前からずっと継続して、ただやっている感が否めない状況になっちょると言っても過言ではないと思います。そういった中で、ここでしっかり議論をして、例えば私、何件か直接連絡して聞いてみた自治体があるんです。それが24枚、何で枚数を配っているのかと電話で聞いてみたところ、あるところは、ひと月に、例えばどこかにタクシーを使っていくとして、往復分、2回分の2枚かける12か月で24枚配布しているんだというところもあるし、やっぱりそういう何か思いを持って、それが正解でもないし、数が決して多いわけではないです。ただ、何らかの理由を持って施策を打っていただきたいし、そこらはしっかりと議論していただきたいなと思っておるところでございます。

今後、2025年には、団塊の世代の方々が後期高齢者のところに入ってくるというところを見据えて、早めにこういう施策を打っていただきたいなと思っております。

次に、執行率に関してですが、冒頭にも申したんですけれども、40%台で推移しているというところで。例えば、平成30年度から言うと46%、令和元年度も46%、令和2年度が44%、令和3年度が46%と、ずっと50%未満で推移しておると。ここについての検証ないしは、もっとどうやったらこの執行率が上がるのかというのを考えるべきだと思うんです。執行率が上がるということは、それだけニーズがある、必要な人がおるという捉え方もできると思います。だからこそ、この数字にもっと思いを持って、これが次の年は70%になったねと、そうしたら施策として正しい、もっとやるべきだという判断もできると思うので、ここは引き続きしっかり見ていただきたいなと思っております。そのあたり、今後何かてこ入れをする思いはあるのかどうか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の質問にお答えいたします。

今お話がありましたことについてなんです、例えば80歳が75歳に下がった場合、それから12枚が24枚に増えた場合に、執行率が上がるのか下がるのか、そこはきちんと考えなくてはいけないというふうに思います。そして80歳の年齢、これを75歳に下げた場合、今現在の推定でございますが、約1,500人ぐらい人数が増えるというふうに、こちらのほうでは試算をいたしております。その場合、執行率が例えば1,500人に上がったから、利用率が上がるのか下がるのか、その部分をよく考えなくてはいけないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） しっかりと試算もされて、今後これも楽しみにしております。

申請に関して、次は町長の御答弁にもありました代理人でも、あるいは郵送でも可能ということで、ただそれでも、例えばホームページだったり広報だったりで周知されていらっしゃる。民生委員とか児童委員とかにもそういう周知はされておるし、今後も集会などでもやっていこうという、とにかくいろんなところでやっていただきたいと思います。というのも、例えば春先に私が何人か見る方で30分、1時間かけて役場まで歩いていかれる。どこ行ってんですかと言ったら、役場にタクシーのチケットを申請しに行くんじゃないかと、もしかしたらそういう方は申請方法を知らないのかもしれない。100%に近いぐらいこういうふうにしつかり周知して、御負担がないようにやっていただければなと思います。

本来は、私の思いの中では皆さんに一気に郵送してもいいんじゃないかなと、行政のほうからですね。ただやっぱりそれではいろいろな懸念材料もまだございますので、それはいいきらんですけれども、とにかくそういう御負担がないように。人によってはタクシーチケットを申請するのにタクシーで往復する人もおってだから、そういうことを取り除いてあげたいなと思いますので、しっかりと集会とかでも本当に御周知をいただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いします。

私はこれはもう、今回を持って議論をしつかりなされて、次年度の当初予算に出てくるであろうと思っておりますが、もしやる場合に、どれくらいのチケット枚数、年齢の申請のそのところを考えていらっしゃるか、お聞かせください。非常に難しい質問だとは思いますが。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員からチケットについてのお話をいただいております。やはり利用率を上げていくというところ、こちら重要でありますし、申請についても代理の方でも、またホームページでの周知、集会の周知等ということも進めてまいります。

やはり、この御質問いただいた中で我々検討しなくてはならないということで、まず上がりましたのがこの年齢のところ。80歳というこの1つの基準を、これを新たな形に変えていけないかということで今検討に入っているところです。そして、枚数に関しては、先ほど重富健康福祉部長からもありましたとおり、利用率がどのようになるのかということも試算をしながら、やはりほかの自治体の取組等も研究させていただきながら、枚数については検討していきたいと思っております。

やはりまず最初に、今80歳、先ほど新田議員から御指摘があったとおり、どのような根拠でこの80歳なのか、それを例えば75歳の後期高齢者の方にしていくのか、ということ素早く

決定をして形にしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。難しい質問で大変申し訳ございません。

ただ、せっかくやるのであれば、これを機にびっくりするような若い町長らしい一手を打っていただきたい。本当もう、それこそ僕の年齢ぐらいからでもいいかもしれない。（笑声）それぐらいの思い切った、やっぱりこう、ああ、周防大島町はやるなど。今回はこの福祉タクシーということで、今、御高齢の方というところだけを言っちゃるんですけども、例えば、若い世代でも車をお持ちじゃない方もいらっしゃると思うんです。そこらも今後は見据えながら、今、地域公共交通計画がいろいろ策定されて、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会でも委員長の頑張りで見事に私は前に進んでいると思います。ただ、これがすぐすぐどうのこうのなることはないもので、そのあたりも含めてしっかりと考えていただけたらなと思っております。

それでは、いつもの締めに入ります。年齢とともに、免許を返納したり、運転を自粛したり、遠方への外出を控えたりなど、やりたいこと、行きたい場所はあるのに、我慢をしていらっしゃる方も私は多いのではないかと思っております。公共交通が都市部に比べると、本町は脆弱であるところがありまして、買物やその他様々な面で不便を感じて、島外に引っ越すなどのケースも多々見受けられます。これは本当に残念だと私は思っております。この島に住み続けたい。この思いをかなえるためにも、交通弱者の方を何とかしてあげたい。そして、この島に住んでいてよかったなと思えるような場所にしたい。それは皆さんも一緒だと思います。そして人生を楽しんでいただくためにも、行きたい場所に行けるような手助けは大変重要であると思っております。

先ほども申しましたが、地域公共交通計画が策定されまして、これから動きがあるのかもしれませんが、まだまだハードルはあって、その前にできることから始めてはいかかなと思っております。

そして、このタクシーチケットの問題においても、これで全てが解決するとは当然思っておりませんが、何らかの手助けにはなると思っています。ぜひとも以前の一般質問に出ささせていただいております、高校生の医療費の無償化、そしてそれと合わせてこの福祉タクシーチケットの枚数の増加、年齢の引き下げの早期の御対応を切に願っております。

以上で私の一般質問を終わります。お時間ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） おはようございます。早速質問をはじめてまいりたいと思います。

今年度、本町の沖家室と地家室にそれぞれ新しい施設が開設されます。通告ではそれぞれ、沖

家室アウトドアフィールドおよび地家室園地としておりますが、この質問では名称を、沖家室シーサイドキャンプ場、地家室園地拠点施設として進めたいと思います。

さて、この2つの施設が開設されますのは、白木半島と呼べる地域であります。半島ということであれば、私の友人に石川直樹さんという写真家がございます。世界の屋根と呼ばれるヒマラヤ山脈から南太平洋の星を頼りに船で島々を渡る人々、さらには渋谷の路地裏のネズミまで地球をフィールドにした写真を撮り続けている石川さんの写真に、PENINSULAというシリーズがあります。PENINSULAというのは半島という意味の英語でありまして、国東半島や能登半島、知床半島といった日本各地の半島で、石川さんは独自の自然や人の営み、その半島の祈りのあり方など、半島を全て抱きしめるように撮影した作品です。

石川さんは島と半島についてこう語っている文章があります。島は四方を海に囲まれ、半島は三方を海に囲まれている。陸の視点から見ると島は孤立しているようにも感じられるし、半島は行き止まりのようにも捉えられる。けれど、海からの視点で見れば、島々や半島は海から最初にいろんな新しいものや人が入ってきたり、交流したりする拠点にもなっていました。その視点で白木半島を考えますと、ここは実に可能性に満ちた地域であります。ニホンアワサンゴの群生する豊かな海とそれを育む山々、沖家室島から大水無瀬、小水無瀬にかけての島々といった自然環境、地家室の石風呂や遍路道など地域が育んできた文化。江戸時代の参勤交代では藩主が江戸へ向かう際の毛利藩領の最後の宿泊地として、沖家室島と地家室に本陣が置かれたという歴史。そういった様々な事柄が重層的に積み上げられてきたのが白木半島という地域であります。

さて、そういった白木半島に時を前後して開設される2つの施設は、まず連携して運用することでその役割をより大きくすることが必要であります。また、地元では自然保護や歴史文化研究など様々な活動を行っている団体や個人の方などがいらっしゃいます。もちろん飲食や農業、漁業などの事業を行っている方もいらっしゃいますし、何よりも生活している方がいらっしゃいます。この白木半島に様々な形でかかわっている多くの方々と協力することで、この施設の運用はより層の厚いものになることが期待されます。住民の方々もこれらの施設の開設を前に、自分たちで先進地域の見学に、阿武町の道の駅に併設したキャンプ施設を訪れるなど、大いに期待を高めております。

白木半島に新たにできる施設の運営について、施設間の連携と地元をはじめとする関係者や団体との連携をどのように進めていくのか、協議会などの組織の必要もあると考えますが、町のお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の地家室園地拠点施設及び沖家室シーサイドキャンプ場の運営についての御質問にお答えいたします。

この両施設は、周防大島町の直営で地域おこし協力隊2名と、会計年度任用職員2名の計4名にて管理を行うこととしており、会計年度任用職員については既に採用し、町内類似施設での研修を行っております。

両施設は距離にして約3キロメートル、車で約5分の場所に位置し、ニホンアワサングや豊かな瀬戸内海の自然環境を満喫できる施設として、関係性が深く、相乗効果により多くの方に利用されることが想定されますので、施設間の連携した取組が必要であると考えております。

また、地域との連携も非常に重要であると考えており、これまでも、白木半島地区コミュニティ協議会の役員会・総会、自治会の集まりに担当者が参加させていただき、施設についての説明を行うとともに、意見をいただいております。御質問をいただきました新たな協議会の設置につきましては、この白木半島地区コミュニティ協議会との連携を大きな重要な軸といたしまして、協議や運営を実施していこうと考えており、現在は新たな協議会などの組織の設立は考えていないところであります。

いずれにしても、人流を生む、交流を生む拠点にしたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

まず質問したいのが、会計年度任用職員が2名、それから地域おこし協力隊の方が2名ということで、今度採用があつて、既に採用もされている方もいらっしゃると思います。ただ、私が少し危惧しますのは、こちらの町の担当が、例えば、沖家室シーサイドキャンプ場は商工観光課、それから地家室園地拠点施設のほうは農林水産課と分かれています。それで連携して進めていきますと、果たして効率的に、効果的にやっていけるのかという心配が当然出てくると思います。そのところの連携はどのようにしていこうかと考えておられるか。回答をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問のとおり、設立の起こりから農林水産課所管と商工観光課所管に分かれております。ただ、この件に限らず、やはり課を超えた横断的な運営を実施しなければならないと思っております。

現実的に、実際、担当職員を農林水産課に配置しております、農林水産課だからキャンプ場のほうはやらないということはありません。その具体的な職員につきましては、白木半島地区コミュニティ協議会の設立から深くかかわってきている職員もおります。そういった者が横断的な担当として運営を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 所管は分かれていますけれども、担当の職員の方をおいて、その方が横断的に運営をしていく、そういう御回答だったと思います。ただ、私はなかなかそれは、や

る前からこういうことを言うのはあれですけども、難しいんじゃないかなという気がいたしております。というのが、やっぱりそこが個人の方にかかってくるというのはどうなのかな、やっぱり1人の方でそういう横断的なことをやるというのは、実際にやってみるとなかなか難しいところがあるのではないかと思います。やっぱり私が危惧しますのは、個人1人の人にいるんなものがかかってくるという、そういうところを危惧するところでありまして、やっぱりそこを分散させるためにも、こういった協議会のようなものを作って、横断的にその役場の中の課だけではなくて、ほかの団体や個人の方も含めた、そういった体制を作っていくべきではないかと思うのですが。私の意見に対してはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先ほど私がお話ししたのは、その横断的に職員1人にやらせるという意味ではありません。それが中心となって、それぞれの課を巻き込んで、それから白木半島地区コミュニティ協議会の中にしっかりと入り込んで、運営をしていきたいというふうに考えております。ですから、1人の職員に全てをやらせようということではありません。

ただ、具体的に職員というのは、先ほど言いましたように、白木半島地区コミュニティ協議会の設立から深く地元と関わってきておりますので、その経験は非常に大切であると思っておりますので、その職員1人にやらせるということは決してありませんので、全体で一丸となって運営を行っていきたく思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 今の御回答を私は大変心強く受け止めました。私も気になっていたのは、やっぱり1人の人に何かいろんなものがかかってくるということで、すごくその方に対する負担が大きくなったり、あるいは逆に、その人が、例えば何かの事情でいなくなってしまうときに、全部そういった事業がストップしてしまうとか、そういった可能性についてお伺いしている限りでは非常に不安に思いましたので、質問しました。

ただ、協議会的なところで、そこはやっぱりもっと議論すべきではないかなと思うところがございます。周防大島町でもこういう協議会的なものというのは例がないわけではなくて、例えば宮本常一記念館ができるときに、当時の東和町で宮本常一記念事業策定審議会というものを作りまして、そこで有識者20名の方に入ってもらって、この記念館というものをどういうふうに運用していくのか、それから記念事業というものをどういうふうにやっていくのかということを協議する審議会というものを作ってございます。これは条例も作られておりまして、今も年に1回ですか、開かれているところであります。

白木半島地区コミュニティ協議会のほうに、そこを軸としてということでありましたけれども、それだったら、それで白木半島地区コミュニティ協議会の中で具体的にどういうふうにはほかの団

体と連携していくのかですとか、そういったあたりのことが必要になってきて、あるいは、ある場合によっては規約の変更ということも必要になってくると思います。そこが軸になる団体があるというのはいいことだと思いますので、白木半島地区コミュニティ協議会がほかの団体であったり、個人の方、あるいは事業者の方とどのように連携していくのかという、そういったイメージのところを少し詳しくお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まずは、山根議員も御存じのことだと思いますが、白木半島地区コミュニティ協議会というのは39名のメンバーで構成されております。当然、地元の自治会の方であるとか、郵便局局長であるとか、地元、山口県漁業協同組合東和町支店の組合員であるとか、様々な方に参画していただいております。この白木半島地区コミュニティ協議会と協議をしながら運営をしていくといっても、なかなか、例えばじゃあ何をやりましょうかというところで、こちらからの投げかけも必要と思っております。今、立案しているイベントとかそういったものは30を超えるものをいろいろ考えておりますが、これをいきなり新しい協議会を立ち上げて運営をしていくというのは、当初はちょっと難しいのではないかなと思っております。ただ、山根議員のおっしゃるような協議会は白木半島地区コミュニティ協議会を軸として動いていきながら、実際の運営部隊とでも言いますか、白木半島地区コミュニティ協議会の中に運営部局というようなものを作るのもありかなと今は思っております。

いずれにしても、まず動き出していく、この白木半島地区コミュニティ協議会を中心に動き出していくことが第一歩だと思っておりますので、今後の運営において、今言ったような御意見があるのは参考にしながら、部局あるいは運営に特化した協議会等の検討はしていくべきだとは思っております。

まずは、この白木半島地区コミュニティ協議会を軸とした動きをしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 大変希望の持てる回答でございまして、ぜひそのように進めていただければと思っております。

それで、ただやっぱりそれを進めていくときに、地元との連携、そういったものを密にしてやっていただければと思っております。正直なところ、私もいろんな御意見を伺っていただいて、そこが密になっているのかはちょっと疑問だと思う局面も実のところございます。そういうところを、しっかりこれから密にやっていただいて、30いくつものイベント案もあるというふうに今伺いました。そういったところも早い段階から地元や白木半島地区コミュニティ協議会に、具体的にどうやっていくのかというふうに投げかけて進めていってほしいと思います。

地家室園地については令和5年9月定例会に多分条例案が上程されるんだろうと思います。令和5年6月定例会に出てくるのかなと思っていたら、ちょっと今回出てこなかったのも、令和5年9月定例会なんだろうなと思っております。それから、また具体的なオープニングに向けてのいろんな作業も入ってくると思います。そこのところで、ぜひ地元の方との連携を密にさせていただいて、そして地元の方からも、協力が得られて、しっかりやっているねと言われるようにやってもらいたいと思います。また、繰り返しになりますけれども、それが個人の方にかからないように、そこが何かの形で分散されるように、ぜひそこは、これは余計なことかもしれませんがお願いしたいと思います。

それで、まとめに入りたいと思うんですけれども、これからは要望というか意見になります。今回新しい2つの施設ができると、これは本当に周防大島町としてははじめてぐらいの大きい施設だと思います。ほかにも合併以前からの施設というものがたくさんございます。それで、合併以前の施設というものは各旧4町がそれぞれの考えで作っていて、合併からもう20年ぐらい経って、もう役割分担の面で整合性が取れなくなっている施設もあると思います。こういった話は議会の行政・病院事業改革特別委員会で話し合われるべきことだと思うんですけれども。そういったところをやっぱり合併から20年ぐらい経つてくると、そこで新たにどういうふうに役割分担をさせるのかというところを、町でも考えていただきたいと思います。そして議会と連携して話して、いろんな方針をこれから進めていってほしいと思っております。

その中で、この2つの施設がじゃあどういう位置づけになるのかということがまた出てきて、それが今後何十年かの運用の中で、いろいろ変化もあると思いますけれども、重要な施設として位置づけられていくんだろうと私は思っております。

とにかく新しい施設ができて、たくさんの方が注目しておられます。本当にオープニングというのが一番大事だと思いますので、しっかりと運用して行って、いい施設ができた、よかったと、みんなに言ってもらえるような施設にしてもらいたいと思います。

また、ちょっと少し大きい話にはなるんですけれども、私は、周防大島町の観光に来られた方の導線というものをこれから変えていかなければならないと思います。導線というのは導く線、道筋ですね。今の周防大島町に来られる方のほとんどの方というのは、道の駅まで行ってすぐに帰ってくる、その往復という方が多いんだろうと思います。これは私の感覚ですけれども。ただ、大島大橋を渡ってすぐに左に回るのではなくて、右に回って、そしてぐるっと周回するような、そういったルートというのをこれから考えていかなければいけないと思います。そうやって周防大島町全体の中で賑やかになって、いろんなものが回っていく、そういったことをやっぱり考えていかなければならない。私はこの2つの施設というのは、その1つのきっかけにすることもできる、非常に大きなインパクトを持ったものだと思っております。

ぜひ、そういう様々な活用ができるような、そういう夢のある運用を心がけていただきたいと思います。以上は意見になりました。もし補足があればお願いします。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今、山根議員の御発言の中にもありますが、島の南側への導線というのは私も随分昔から口にしてきたところです。その中で例えば、みなとオアシス安下庄であるとか、南側に何とか人が動いていかないかという思いから、いろいろ施策を打ってきたところです。まさに今、山根議員の発言の中にあつた、沖家室シーサイドキャンプ場、地家室園地拠点施設は、そういった意味でも重要な施設だと思っております。理想は島を北側だけ行き来するのではなく、ぐるっと回っていただきたいということが、非常に私も強く思っているところです。この2つの施設がそういった施設になるよう、運営をしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 最後に何か分かり合えたような気がいたしております。しっかりとこれから私も協力していく覚悟でございますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、2番、栄本忠嗣議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号2番、栄本忠嗣です。よろしくお願いいたします。申し上げます。

まず、1つ目の質問ですが、令和5年3月に、周防大島町地域公共交通計画が策定されました。この計画策定の目的として、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、地域の移動手段を確保するために、町民のニーズや今後の町の目指す方向性なども踏まえた、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を表したマスタープランである周防大島町地域公共交通計画を策定することとしましたとの文言があります。今後、高齢化、人口減少が進むと予想される周防大島町としては、現在の交通体系ではなく、文言にある地域にとって望ましい地域旅客運送サービスが必要とされており、それに対応する新たな交通計画が策定され、今後導入、実施されることは大変重要なことで、町民の大きな期待を感じております。

そのような中、この計画策定にあたり、令和3年度から地域公共交通活性化協議会が開催され、計画策定に向けて協議をされておりましたが、町民の関心はそのころから非常に高く、公共バス路線は維持されるのか、新たなコミュニティバスシステムや予約制のデマンド交通は導入されるのか、公共交通の料金体系の見直しはあるのか、高齢であり免許更新のタイミングが来るので早く内容を知りたいといった様々な意見をよくお聞きしました。計画の中では、令和5年度から

5か年の間で現在の交通体系を見直し、検討、新たな仕組みを導入、実施されるスケジュールが記載されておりますが、関心のある町民の方々とお話ししますと、今年度中に新たなサービスの実施まで行われると考えておられる方が多くおられます。このまま進んでいくと、今年度中に実施されると考えておられる方々から不安や不満の声が上がるのが予想されます。

そうならないためにも、地域公共交通計画の今後のスケジュールを町民へ分かりやすく示し、周知させていくことが必要であると考えますが、執行部の見解を伺います。

続きまして、2つ目の質問ですが、ここ数年、新型コロナウイルス感染症対策により、町民の活動は制限され、自治会の総会、敬老会、盆踊り、お祭り、夜市、花火大会、地域の集い、サロンなどに加え、スポーツ大会など各種イベントが軒並み中止となり、町民同士で交流する機会が減り、周防大島町内の経済にも甚大な影響を及ぼしてまいりました。そのような生活も、令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断が基本となり、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症、いわゆる2類感染症相当から5類感染症へ移行されたことにより、感染症対策は個人、事業者の判断が基本となり、徐々に活動や交流が再開され、集いやイベントも増えてまいりました。

まだまだ完全に元通りになるには時間がかかると思いますが、先が見通せる状況になってきたと感じます。

そのような中、医療・介護・保育等従事者は、勤めている施設内の利用者へ感染させないように、引き続き制限された先の見えない日々を送っております。周防大島町におかれましては、このコロナ禍、物価高の中で影響を受けた医療・介護・保育等の分野にも配慮いただき、令和4年度に介護保育等物価高騰対策支援金が給付され、令和5年度も今定例会の議案で審議をされております。

コロナ禍により利用者の受け入れを制限せざるを得ない状況や、物価高騰により電気代、燃料代、水道代、消耗品代、食材料費などの経費が値上がりし、運営に大変苦慮している施設等にとっては大きな助けとなっており、感謝の声を多く聞いておりますが、同時にその仕事に従事する方々への支援も必要ではないかと考えます。

令和2年度には、医療・介護・保育等従事者応援給付金として、周防大島町から従業員1人あたり2万円が支給され、大変喜ばれ感謝されたと記憶しております。このままでは、ただでさえ人材不足の医療・介護・保育等の業界から、さらに他の職種への流出につながるのではと危惧しております。

今年度、再び令和2年度のように、医療・介護・保育等の従事者への支援が必要ではないかと考えますが、執行部の見解を伺います。

以上2点でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....
午前10時37分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） まず、私から栄本議員の地域公共交通計画の今後のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

御承知のように、令和4年度に周防大島町地域公共交通計画を策定いたしましたので、これをもとに、令和5年度から令和9年度までの5年間で、本町の公共交通環境を改善するための施策・事業を進めていくことにしております。

施策体系として大きく5本の柱、1つ目が分かりやすいこと、2つ目が気軽に使えること、3つ目といたしまして様々な場面で使えること、4番目といたしまして地域とつながっていること、5番目といたしまして効率的であること、こちら5つを掲げ、この中でそれぞれ3つから4つの事業、計17の事業を実施してまいります。

各事業におきましては、単年度のものから複数年度、また5年間を通して実施していくものと様々ありますが、いずれの事業もこの5年間の計画期間において、それぞれ評価と見直しをしていくこととしております。

今年度につきましては、公共交通ネットワークの見直し方針の検討、こちらを中心とした4項目から5項目の事業・取組を行う予定としております。

栄本議員の御指摘のように、この計画ができれば、直ちにそれで全てが解決する、公共交通が便利になる、料金が安くなると思われている方が多くいらっしゃるということは十分認識しております。今後の5年間は、目標達成に向けた重要な取組期間であるということを十分説明していく必要があるとも感じております。

つきましては、まずはこれから年3回程度開催予定の周防大島町地域公共交通活性化協議会、こちらの資料をその都度、町ホームページに掲載し、進捗状況をお示ししていくことや、大きな変更点や成果物があるときには、全戸配布や町広報においてもお知らせし、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、具体的な路線の見直しや運賃の改定等、本計画に掲げる事業の完成・完了のめどが立ちましたら、住民説明会等も開催したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 栄本議員の医療・介護・保育等従事者への支援をについての御

質問にお答えいたします。まず、令和2年度に支給された医療・介護・保育等従事者応援給付金は、令和2年5月6日に開催されました令和2年第1回臨時会において、審議・可決いただき実施した事業であります。当時は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、令和2年4月7日から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県にはじめて緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日からは全国に拡大され、令和2年5月14日に対象地域が縮小されるまで山口県全域も宣言下にあり、また、令和2年5月4日、国は全都道府県に発した宣言を同年5月31日まで延長すると発表するなど、混迷を極めた時期でございました。

こうした中、1日でも早く新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、ゴールデンウィーク中の令和2年5月6日に臨時会を開催し、実施を急いだ施策の1つが、この医療・介護・保育等従事者応援給付金であります。この事業は、新型コロナウイルス感染症対策に最前線で取り組んでいる町内の医療・介護・保育等の事業所従事者の精神的苦痛に対する見舞金といたしまして、1人2万円を支給するもので、支給対象事業所は130事業所、支給人数は1,595人、支給総額は3,190万円でございました。先ほど申し上げましたとおり、当時は緊急事態宣言下にあり、先も見通せない状況にあり、当該従事者の皆様の御労苦・精神的苦痛は大変なものであったと思われまます。

栄本議員が御指摘されるとおり、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症へ移行されたとはいえ、医療・介護・保育等従事者の皆様の御労苦が解消されたわけではないことは、想像に難しくありません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策に全力を注いでいたこの事業が実施されました令和2年度当時とは、社会情勢は変化し、ウィズコロナからポストコロナの時代へ向かっており、新型コロナウイルス感染症対策もあと一息、もう一步のところまで来ていると感じております。今回は限られた予算の中、物価高騰で疲弊した経済活動への対策に重点を置く必要があると考え、各種事業者への支援施策を補正予算に計上したところでございます。何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。

まずは、地域公共交通計画からお聞きします。御答弁の中に、周知の方法として、協議会での内容を年に3回ホームページに公開というお話や、広報などで全戸配布というような内容がありましたが、この全戸配布というのは広報などに一部分盛り込むという形になるのか、1枚物のチラシのような形で全戸配布していただけるというお話なのか、教えていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 周知すべきものによって、その形式は考えていかなければならないと思います。

ただ、今答弁の中にありました、今年度、早速、公共交通時刻表というのを作ることにしております。例えば、今までは防長バスだったら防長バスの時刻表だけだったものを全部統合して、町民の方はそれを見れば時刻が分かる、運行が分かるというものを作ることにしております。これは全戸配布という形になります。小さい冊子のようなものになると思います。

そういったことで、周知すべきものによってその形態は変わっていくとは思いますが、その都度適切な配布方法を考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 今、早速、全部記載された、分かりやすい時刻表、小さな冊子のようなものということで、お答えいただきありがとうございます。

今、お答えのほうで、その都度というお話があったのですが、大体、年何回くらいというような、具体的な回数というのは難しいお話でしょうか。すみません、よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今、現時点で年何回というのをお示しするのは難しいと思っています。ただ、落ち度がないよう、しっかり考えたうえで周知を図っていきたくと思っております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。なかなか答えるのが難しい質問をしてしまったと思うのですが。冊子のような形で、まず時刻表をというようなお言葉をいただいたのですが、広報と一緒に全戸配布というのが、自分は特に重要ではないかと思っております。この掲載内容を分かりやすく、計画の進捗状況など決まったものがありましたら、回数をできるだけ多くしていただけるようお願い申し上げます。

ホームページでの公開とか、住民説明会をというお話もあったのですが、ホームページの公開においては、そこまで調べて、協議会の内容がホームページに載っている、そしてそこにたどり着く方というのはなかなか少ないのではないかなという意見や、知らなかったというようなお話もあります。自分に聞かれたときはそのようにお答えすることもあるのですが。

また、説明会もその方の都合や体調などの関係で参加できなかったとか、開催を見るのを怠って日程を知らなかったというようなこともあるかと思っておりますので、先ほど申したように、全戸に行きわたる形での周知の方向により力を入れていただきたいと思います。自治会長などを通じて自治会の総会などで取り上げていただく形もあるのではないかと思います。

私もお願いだけでなく、その都度機会があれば説明してまいりたいと思っておりますし、所属する議会広報編集特別委員会などでも、ぜひ提案して特集が組めるようにしていこうと思っております。

続きまして、医療・介護・保育等従事者への支援についてですが、こちら先ほどのご答弁で、

あと一息もう一步という御答弁があったと思うのですが、これはお願いになります、どの業界も大変な時代だとは思いますが、この医療・介護・保育等の分野に従事している方々は、まだまだ、あと一息もう一步ではなくて、先の見えないという思いを抱えております。まだまだ制限されて、ほかの分野と比べてはあれなんです、何で自分たちだけこんなに制限しないといけないのかという思いで働いているという意見をよくお聞きします。

令和4年度支給され、この令和5年度の今定例会で審議されている支援金が新型コロナウイルス感染症の関連ではなく、物価高騰対策として給付されているということは重々承知しておりますが、改めてその給付に関してはすばらしい取組だというふうに思うとともに、従事者への支援をお願いしたいと思います。これは最後お願いになります、よろしくお願ひします。

そして、最後に藤本町長からお言葉をいただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員から、地域公共交通の今後のスケジュールの件、そしてまた医療・介護・保育等従事者への支援ということで御質問をいただきました。

先ほど新田議員からも御質問をいただきましたけれども、この地域公共交通の問題というのは、この周防大島町の島づくりにおいて大きな地域課題であると認識をしております。そのような中で、この計画の周知、こちらを落ち度がないよう、しっかりと町民の皆さんにお伝えしていくことの重要さをもう1度確認するところでございます。

そして、この地域公共交通の解決、これはこの周防大島町だけではなくて、全国的な課題でもございますので、他の自治体の先事例等をよく研究する、そしてまた周防大島町、これから力を入れてまいりますデジタル分野においても、解決に結びつけていくことができるのではないかと考えられるところでありますので、こちらも視野に入れていきたいところであります。

また、何分、先ほどの高齢者福祉チケットの件もそうですけれども、財源をしっかりと確保していかななくてはなりません。こちらもしっかりと財源を確保するべく、しっかりと各いろんなところの補助を申請したりですとか、そういったことで財源確保にしっかりと動いてまいりたいと思っておるところでございます。

栄本議員御指摘のとおり、免許返納をされる方もおられます。行きたい場所に行くことができるということは非常に大切なことであると、私も認識をしておりますので、しっかりと皆さんに周知してまいりたいと思っております。

そして続いて、医療・介護・保育等の従事者の応援給付金ということでございます。こちら令和2年に、この周防大島町で対応し、皆さんに給付をさせていただいたものであります。これは、ちょうど私も当時のことを思い起こしますと、この令和2年の新型コロナウイルス感染症の予防等々ということで、臨時会も令和2年5月の連休中に開催したということがございました。この

当時はまだ新型コロナウイルスワクチン接種もなく、そしてまた特に医療・介護・保育の従事者の皆さんは、家族への感染の恐れから自宅に帰ることができない。また人とのつながりも控えないといけないというような状況の中で、応援給付金ということで給付をさせていただいたという経緯がありました。その後、この新型コロナウイルス感染症対応ということで、町においても、抗原検査キットをお配りしたり、また保健所、そしてまた医療機関からも、それぞれ感染者の方の施設における、看護師の派遣、そしてまた感染防止の指導、感染後の指導もいただいていたところでもあります。

本町においても、病院事業局にも県と連携していただいて、病床の確保等をしていただいたところでもあります。

このように各フェーズによって状況が変わっていったということもあります。そのような中で、令和2年の従事者への応援給付金があったということ。そして、また今この物価高騰の折でございますので、各従事者の方の状況をしっかり町でもお聞かせいただき、今日、栄本議員からもこのような状況をお聞かせいただいたところでもありますので、こちらも町でしっかりとお声を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、栄本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 3番、白鳥法子です。それでは、私の一般質問に入らせていただきます。これまで先に一般質問をしてくださった議員の御質問に対して、複数、財源確保が課題という御回答がございました。私の質問は、その財源確保の1つの手段として、活用できるのではないかと考えて、追い風を感じながら質問させていただきたいなと思っております。

今回、2つ、公共施設のマネジメントができていくかというテーマと公共施設の民間活用に向けた町の意思是、という2つの項目で通告をさせていただいております。

まずは、この質問の目的を述べさせていただきたいと思っております。

本町の公共施設は、全国の自治体と比べてもかなり多いほうです。また、建設物のライフサイクルコスト、建ててから使って修繕などしながら壊すまでのコストは、建設費の4倍かかると言われています。本町の公共施設の床面積を足し合わせると、20万平方メートル。これを東京ドームより身近なマツダスタジアムの広さで換算すると、9個分になります。住民1人あたりの面積に直すと、14平方メートル。これは同じぐらいの人口規模の自治体と比べると、2.7倍になっております。それだけ維持管理や運営にかかる経費が町の財政、ひいては町民に重くのしかかっているとと言えます。

一方で、公共施設の中で当初の役割を終えたり、費用対効果の検討により廃止されるものが近

年、毎年のようにあります。例えば、統廃合によりあまった学校施設、デイサービスセンター、そして本会議では、橘ウインドパークの廃止案も上程されています。公共施設等総合管理計画が着実に進められたら、統廃合により使わなくなる施設や不要となる土地がさらに増えると思込られます。こういった現状と今後の予測を踏まえて、今回この2つの項目で質問をさせていただくことにいたしました。

互いに深く関わっているテーマで、1つ目の議論の後に2つ目を行ったほうが、内容が深まると思込ますので、順を追って質問をさせていただけたらと思込ます。

まず、1つ目の公共施設のマネジメントができているか、ということについて質問させていただきます。

総務省からの指導で、公共施設等総合管理計画、公共施設個別施設計画というものが、全国のほぼ全部の自治体で策定されています。本町の総合管理計画は2021年度版、個別施設計画は2020年度版が最新のものだと認識しております。それらを読み込んで、本町の公共施設のマネジメントの推進状況と認識について、これから具体的に質問させていただきます。

公共施設の総合管理計画は、2016年から2055年までの40年という長い期間の計画ですが、気がつけば既に残り32年となっております。計画の中では、人口動態、財政状況、施設の現状を踏まえて、老朽化への対応、全体量への対応、更新費用への対応、また変化するニーズへの対応という課題に対して、こういった課題を解決していくための実施方針を打ち出しておられます。この実施方針に基づき、現在取組が行われているか、特に気になった点がありますので、具体的にお伺いいたします。

まず、建物の点検、診断等の実施方針として、保全マニュアルを作成して、部署によって偏りが出ないように、全庁的に標準化を行い、確実な日常点検を行えるようにします、というふうに記載されていますが、マニュアルは作成されていますでしょうか。

次に、維持管理、修繕、更新等の実施方針で、公共施設の更新費用の試算によると、長寿命化工事をしたり、場合によっては廃止したりするとしても、平均して年間19億円がかかるという試算が計画の中に示されております。継続して維持管理を行う施設については、中長期的修繕計画の策定を検討する、というふうに記載されております。建て替え、大規模修繕、長寿命化のための改修という方針が示されている建物が196施設あります。現在、中長期的修繕計画というものが策定されている、もしくは現在、策定を予定している施設があれば教えてください。

次に、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針という中で2つ確認したい点がござります。

まずは、職員一人一人が危機感を持ち、全体の最適化を意識したマネジメントの視点を持つために、研修会等を実施するとありますが、そういった研修等はどのように実施されていますでし

ようか。

もう1つは、全庁的に取り組むために、施設情報の集約、一元化を行い、検討委員会等において、計画的かつ効率的にマネジメントを行うための推進体制を構築するとあります。様々な部署に分かれて管理されている施設の情報を基に、効率的にマネジメントを行うためには、そういった情報がそれぞれ比較できるようなデータベースになっている必要があります。そのような施設情報のデータベースが作られているか、また、検討委員会等が設置されているとしたら、どのような体制でこの計画を策定後、議論が行われてきたのか教えてください。

最後に、フォローアップの実施方針として、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し、随時情報提供を行い、認識の共有を図るとあります。この情報提供が現在どのように行われているかお伺いします。

以上、御回答よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 続けて2問目の質問も、先に申し上げさせていただきます。

次の質問が、公共施設の民間活用に向けた町の意味は、ということでございます。

先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画が着実に進められていけば、統廃合により使わなくなる施設や不要となる土地がさらに増えると予想されます。それらの財産は民間で活用したり売却することで町の利益となったり、管理費が削減されたりすることが期待されます。そのときの指針として、公有財産適正管理基本方針というものが、町のほうで2009年に策定されています。そこで実際にこの指針に基づいて運用されているか、また今後についてお考えを伺いたいのですが、指針の中からはまず次の2点について具体的に質問いたします。

貸付が可能な財産を公表するなど、公平公正な手続を前提として、公益性のある利用目的には限定せず、幅広く貸付を認め、積極的な利活用を推進するとありますが、現在貸付可能な財産の公表というのはどのような手法で行っておられるのでしょうか。

もう1つは、用途廃止を決定した財産について、役場内に公有財産の管理を検討する専門部会を設置して、その後の利活用の方針を総合的に検討し、結果を行政改革推進本部に提出して、最終的に町長が決定するとありますが、実際に利活用方針を定めている、もしくはこれまで定めていた遊休財産とその方針の中身を、あればお示しいただけたらと思います。

以上、2つの項目について質問を述べさせていただきました。前半と後半の質問は密接に関わっていますので、可能でしたら、まず1つ目の質問について御回答いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、まず私から白鳥議員の公共施設のマネジメントができていくかについての御質問にお答えさせていただきます。

本町の公共施設は、昭和50年代から平成8年頃までに建設をしたものが多く、今後、大規模改修などの更新需要が高まり、多額の更新投資負担が発生し、町財政への影響が懸念されております。

このような中、国の要請を受け、平成28年度に公共施設等の現状や施設全体の管理に関する基本方針を定めるため、周防大島町公共施設等総合管理計画を策定しております。また、この計画を具体的に推進するため、令和3年3月に周防大島町公共施設個別施設計画を策定し、この個別施設計画等を周防大島町公共施設等総合管理計画に反映させるため見直しを行い、令和4年3月に改訂版として新たに策定しております。

御質問の内容は、この周防大島町公共施設等総合管理計画、こちら改訂版に掲載しております総合的かつ計画的な管理に関する方針に掲げる項目に対するものと思われるので、全体的なことについて御説明させていただきます。

1点目の、全庁的に標準化を行うための施設の保全マニュアルの作成はしておりませんが、令和3年3月に周防大島町公共施設個別施設計画を策定しており、その計画において優先度の判定方法、施設整備の基本的方針、実施計画の検討などを記載しており、各部署が所管する施設については、計画的に施設の保全を図っていると認識しております。

2点目の長期的修繕計画の策定状況でございますが、学校、公営住宅、橋りょう、トンネル及び下水道の各施設については、長寿命化計画等を策定し、施設の延命化を図るために計画的な更新事業実施に向けた対策に取り組んでおります。

また、清掃センター焼却施設の長寿命化計画は、今年度中の策定を予定しております。

3点目のマネジメントの視点を持つための研修会等の実施につきましては、この計画の前に策定した、周防大島町公共施設個別施設計画の作業にかかる前に、職員研修や説明会等を実施しております。本計画策定にあたっては、各施設の調査やデータ作成等が必要ですので、施設管理部署の職員の協力なしでは実施できませんので、研修や説明会等は大変重要なことと考えております。

また、施設情報の集約・一元化を行い、計画的かつ効率的にマネジメントを行うための体制の構築につきましては、本計画に掲載した施設ごとの基本方針に基づき、各施設の維持管理を行う

ことが必要であり、現状での管理体制の継続が重要であると考えております。

施設情報の一元化は、今後どのように取り組むべきか、大きな課題であると考えております。

4点目の、公共施設の適正配置の検討にあたる際の情報提供については、合併後、類似や重複する施設の整理も重要であると考えておりますが、今後の方向性を検討する場合は、状況把握や住民ニーズ、地域の実情等の調査を踏まえたうえで、議会や住民に対する説明は必要であると認識をいたしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。現状がよく分かりました。

まず、これから再質問をさせていただきます。

保全マニュアルは、全庁的な平準化されたものは作っておられないということでございました。個別施設計画を作るときには、優先度の判定方法や基本方針や、そういったものは記載していて、各部署がそれぞれ保全を行っているという御回答だったかと思いました。個別施設計画が作られたのが令和2年度となっております。そこから、人員の異動もございますし、こういった点検のためのマニュアル、研修というものは、できれば毎年年度当初などに必要なのではないかと思いますので、今後検討していただけたらと思います。

次に、それぞれの重要な大きな施設について、中長期的な修繕計画については、学校、公営住宅、上下水道、橋りょうなどについては、長寿命化計画があり、今後、各ごみの処分施設については、今年度作るという御回答でございました。それでは、それ以外の、例えば庁舎でありますとか、公民館、福祉施設、観光交流施設、社会学習施設などについては、そういった計画が立てられていないということになります。

個別施設計画を拝見いたしますと、修繕や長寿命化などの工事を、令和12年度までに実施するものについては、個別に概算の費用が掲載されているものもございます。それらを鑑みますと、大変多くの施設があるので、いつ、どこの、どんな工事をするのか、予定を立てておかないと、年度ごとの費用の確保も難しいと考えますが、その費用の確保については、どのようにお考えでしょうか。こちらについて、まず御回答をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からの財源確保の御質問だったと思います。当然、財源確保については、町として、どのような補助事業があるか、そういったことをまず考えていかないといけないと思っております。大規模改修とかになると、今思い浮かぶのが起債の関係、過疎事業とか、そういったことがあたるかどうかというのをまず考えていかないといけないと思います。

しかしながら、本町にはさまざまな公共施設がございます。そういったことで、やはり町民の方の福祉、公共の優先順位を考えながら、当然必要なものが多くありますので、町の財源、単独

財源を用いても修繕しなければならないというようなことがあれば、町の財源、単独財源を用いて修繕等維持管理を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。様々な補助事業や起債も検討するが、単独財源も必要に応じて投入することも考えられるという御回答だったかと思います。

着実に安全で安心な施設管理、また将来に負担を押し付けない施設管理を行うためには、部局ごとのシーリングとは別で予算を確保し、持っている施設全体を俯瞰したようなマネジメントを行うことが必要ではないかと思います。全国どこの自治体も公共施設の維持管理については、重大さに差はありますが、同じような課題を抱えておられます。

それに具体的な財源確保の対策を取っておられる事例をいくつか調べてみました。例えば、倉敷市は長期修繕にかかる予算を縦割りではなく、別予算を立てて、管理部局が修繕の見積もりと実施の優先順位付けを一括で管理しておられます。メリットとしては、それぞれの部局がするよりは全体を俯瞰してマネジメントすることができ、経費を削減することができたと伺っております。

また、津山市では、公共施設の長寿命化修繕や解体に使うための基金を創設され、運用されております。こちらの財源は、公有財産の売り払い収入や、決算の余剰金を積み立てて活用されております。こちらでも、施設のデータベースを一元管理し、部局を超えて優先順位を付けておられます。

こういった先進事例も参考として、将来にわたる施設の管理運営を見据え、今からできる資金計画、見通しを立てていただきたいと思います。

次に、研修について再質問をさせていただきます。

個別施設計画を策定するとき、実際の施設のチェックなどを各担当の部署の職員がされたら、その前に研修や説明会を実施されたというお話だったかと思います。調査に必要な研修ということは理解できましたが、全体の最適化を意識して、それぞれの施設のマネジメントを行う、そういった視点を持つという研修というのは、また別の実務的な研修だったのではないかと思います。

今後は公共施設全体の最適化というものは、DXによる業務の効率化や行政改革にも深く関わってくることでありますので、ぜひそういった施設のチェックという研修だけではなく、そういったマネジメントという視点での研修も、企画実施していただけたらと思います。こちらは要望になります。

次に、基本方針に基づいて各施設の維持管理が必要で、現状の体制、そのためには現状の管理体制の継続が大切であると町長がお答えされております。また、こういった一元化についてはど

のようにするべきかということは、これからの課題であるという御回答だったかと思います。

公共施設の総合管理というものは、先ほど研修のところでも少し申し上げましたが、建物の管理というものとどまるものではございません。公共施設のデータベース、一元管理というものは、ハードの情報だけではなく、その施設の性質の重要性や、その運用、人の配置、水道光熱費などの維持管理費も勘案されて考えられる必要がございます。それらも含めたマネジメントというものを行うことが、実質の中身の公共サービスの維持や行政改革につながるといえるというふうに私は考えております。データベースを作るということは非常に大変ですが、作ってしまえば数字でいろいろなことが見えてきます。

先ほども事例で出させていただいた倉敷市は、職員自らがその計算式やフォーマットを作り、それぞれの担当者が毎年情報を更新して、最新の施設カルテを管理されています。ほかにも多くの自治体がそういった情報を網羅した施設カルテを作成し、さらに、一般にホームページでも公開しておられます。

情報の一元化というものはなかなか中身まですることは大変かと思いますが、この作られた計画を、机上での計画ではなく、経費を試算してどのように抑えるか、具体的に進めていく必要があると考えますので、そのためにも、それぞれの部署で管理し、情報を持っていくだけではなく、それを一元化できる施設カルテを作成する必要があると考えますが、こういった管理について今後どのようにされていくか、先ほど課題だというふうにはおっしゃいましたけれども、どのように検討を進めていくか、今お考えがあればお示しいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からの御質問で、各施設の一元管理というような御質問だったと思います。当然、白鳥議員がおっしゃられるとおり、一元管理というのはかなり効率的で効果的な施策の1つであろうというふうに私どもも認識しております。

先ほど町長が答弁したとおり、やはりこれは大きな課題であるというふうに思っております。その一元管理をするためには、かなりの膨大なエネルギーが必要であり、当然、職員の人員の問題、配置の問題、そういったことも含めて解決していかなければいけない課題が多くあると思っております。しかしながら、職員だけではなく民間の力を借りたデータベース、民間委託、そういったことも視野に入れながら、総合的に検討していく必要があるというふうに私どもは認識しております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 具体的な御回答ありがとうございました。必要性については、執行部もかなり重要な課題であると認識されていて、今後具体的にやるにあたっては、職員だけではなく民間の力も借りてというふうなお話もありましたので、ぜひ今後の進め方で私としても協

力できるのであればしていきたいなというふうに感じました。ありがとうございます。

また、公共施設の適正配置の検討にあたっては、今後の方向性や検討をする場合は、やはり地域地域で実情が違いますので、そういった住民ニーズや実情を踏まえたうえで、そういった検討をする必要があると。その際には、議会や町民に対しても情報提供を行い、ぜひお願いしたいところは、決定する前に情報が共有されて、そういった声が拾えるような体制を取ったうえで、推し進めていただけたらなというふうに思います。その部分については、要望になるかと思っています。

公共施設総合管理計画は、これからの本町の運営を方向づける大きな指針の1つだと私は認識しております。計画期間は2055年までで、その2055年そのころの本町の人口は推計によりますと5,100人程度と見込まれております。将来の住民に大きすぎる負担を残さないように、また必要な公共施設を安全に残していくために、いま一度、具体的に進める覚悟を持っていただきたいと思います。

公共施設のこういった戦略的なファシリティマネジメントについては、うまくいっているところもそうでないところも含め、多くの自治体のチャレンジによる事例が既に多く見られております。ぜひ研究を進め、本町の実態と目指す将来を見据えた計画を立てていただきたいと思います。

それでは次に、これまでの議論を踏まえて、次の2つ目の質問について御回答をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の公共施設の民間活用に向けた町の意味は、についての御質問にお答えいたします。

まず、周防大島町公有財産適正管理基本方針につきましては、平成21年度に公有財産管理検討専門部会において検討を重ね、行政改革推進本部会議の了承を得て、平成22年3月に策定しております。利活用処分が見込まれる未利用財産につきましては、公有財産管理検討専門部会において売却可能資産を30件程度選定し、平成22年9月の行政改革推進本部会議においてその了承を得ており、令和4年度末時点で未利用土地6件を、一般競争入札により売却処分しております。

次に、貸付可能な財産の公表については、担当部署において利活用方針を検討し、貸付条件等が整い次第、その都度行っております。また、御提案のございました財産活用系の部署で総合的な利活用等を進めてはというようなことでございますが、1つの部署で専門的に事務を進めていくことは大変効率的であると思いますが、現在そのような体制は整っていないのが実情でございます。

現在の体制では、廃止となった施設は各担当部署において廃止後の管理を行い、今後の利活用

等を検討しているところでございますので、今後の参考にさせていただければと思います。

先ほどの公共施設のマネジメントの御質問でもございましたが、公共施設等総合管理計画策定にかかる総務大臣通知によりますと、新しく造ることから賢く使うことへの重点化が課題であると言われており、これからは現存施設の延命化に向けた有効的な対策と計画的な整備がこれまで以上に求められておりますので、現在の管理体制を維持継続するとともに、さらなる管理体制の強化に努める必要があるというふうに認識しております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。基本方針が立てられてから、未利用地についてはかなり具体的なところを選定されて、現在着々と一般競争入札で売却も進められているという現状をお伺いしまして、今後も進めていただけたらいいなというふうに感じたところでございます。

また、利活用の方針については、それまで管理していた部署が廃止後もその利活用方針を定めて準備が整い次第、そのような動きをされているということでもございました。体制的に、現在それができることであるというふうにも聞き取ってしまったところではございますが、町の公有財産は町民共有の財産ではございますが、町が直接利用しなくなったものについては、地域や町民を含めた民間事業者による利活用が検討されることには大賛成です。

そういった利活用を進めるときに、施設によっては利活用の方針、コンセプトを町として決めて、その実現に力を発揮してくださる民間事業者を見つけるということも必要な場合があると考えます。公共施設であったものは、ただの箱としてではなく、エリアにとってどんな存在であるべきか、中には考える必要であるものもあると考えるからです。このときに、こういったコンセプトや指針を行政内部だけで考えるのではなくて、地域にとってどんな施設であるべきか、また、その施設がどのような活用の可能性を秘めているかということは、市場性や活用案などを把握してから方針の中に盛り込むときの参考とするべきではないかと思っております。そのためにも、サウンディング型市場調査、これはまだ募集をする前に民間事業者からのアイデアを募集して、方向性を町としても考えるというものでございますが、こちらを実施するというのを提案したいと思っております。

また、やはりそういった企画的な活用の募集というものは、各担当部署の担当者では、かなり荷が重いといったらあれですけれども、専門性がなかなか難しいというのも現状ではないかというふうに感じております。特別な部署というものを設置すること以外にも、そういった物件を持っている部署、横断的にプロジェクトチームのようなものを作って、そういったことを幅広い部署で検討できるような体制を作っていくことも、これから物件が増えていくということが、かなりの確率で予測される現在、必要になってくるのではないかと思います。

こちらの活用方針のほうは、制定されてから14年が経過しております。世の中の動きも大分変わってきていると言えらると思ひます。そういった状況も踏まえて、今後を見据えた方針の改正が必要なのではないかと思ひますが、これらについて執行部の意見をお伺ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） この計画の見直しという御質問だったと思ひます。この計画については、先ほど答弁させていただいたとおり、平成22年度に作られた方針でございます。それからもう10年以上経っておりますので、当然社会情勢の変化や住民の方々のニーズも大きく変わってきております。そういった中で、一度見直す必要があるというふうに私どもも思っております。そういった見直しも含めて、いろいろな行政改革推進本部会議や行政・病院事業改革特別委員会、そういった方々の御意見を参考にしながら、見直しのほうも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 大変前向きな言葉を聞けて、私も勇気をもらいました。本町はやはり風光明媚で、瀬戸内のハワイということで、全国の中でも立地という面で見ると大変魅力的な場所なのではないかと思っております。実際に、廃校活用の募集を2年前と今回とやっておりますが、全然手が上がらないというようなことがなく、様々な民間事業者の方がわくわくするような事業内容で提案してくださっているということは、全国的に見てもすごく有望な状況なのではないかと思っております。そういった民間の事業者が力を発揮できるチャンスを最大限に生かせるようにするためにも、こういった方針の見直しを積極的に進めていただけたらと私も思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 失礼いたします。議長から質問の許可をいただき、ありがとうございます。

まずはじめに、少し述べさせていただきます。大都市を除けば、地方自治体の財政は極めて深刻な状況であります。税収が国へ集中する中、地方の税収不足を国からの財源移転によって補っており、地方財政の自立が保証されていません。人口流出や雇用機会の減少、医療・福祉の地域間格差など、日本が直面している多くの問題に対し、地域の活力を上げていくには財政自立が大きな課題となっております。町民との意見交換からも本町の財政について関心がある町民も多いと感じております。

それでは早速、通告に従い質問させていただきます。

まず1番目といたしまして、物価対策についてでございます。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、飲食業、観光業なども少しずつ活気を取り戻しつつあります。令和5年6月16日の東京株式市場では、3万3,706円と、1990年以来、33年ぶりの高値、バブル経済崩壊後の最高値を更新いたしました。しかし、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の失速や円安による物価高騰により、多数の国民は苦しんでいます。特に、低所得者などは甚大な影響を受けております。政府の対策とは別に、プレミアム商品券の発行などの、町独自による全世帯への生活支援が必要と考えています。ついては、町長の見解を伺います。

2番目の質問でございます。橘医院金属スクラップ管理規程についてでございます。

令和5年1月1日から施行されている、周防大島町立橘医院金属スクラップ管理規程第3条、処分の同意は、町民や地域のことを1番に考える公益性の観点から、手順としては患者に返却希望か確認し希望しない場合、寄付受けの詳細を記録して、本町の財政に生かしていくべきと考えます。町長の見解を伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の物価対策についての御質問にお答えいたします。

現在の物価高騰は、本町のみならず、全国民に影響が及んでいるものと認識しています。国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を重点交付金と位置付け、物価高騰により特に影響を受ける世帯や事業者などへの支援を行うこととしています。本町におきましても、これら交付金に自主財源を加え、低所得世帯、子育て世帯、農業者、漁業者、中小企業の方々への支援を行うべく、本定例会に上程しております一般会計補正予算に必要な経費を計上させていただいているところでございます。

また、本町では、令和2年度に宿泊業、飲食業者への応援事業といたしまして、プレミアム付き商品券を発行し、令和2年度、令和3年度、令和4年度の3年間においては、地域経済活性化支援事業といたしまして、周防大島地域振興クーポン券を配布いたしております。

竹田議員からの、町独自の生活支援としてのプレミアム商品券などの発行につきましては、今後の物価高騰の様子、国の支援策の動向等を見ながら、判断させていただければと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） それでは、竹田議員からの橘医院金属スクラップ管理規

程についての御質問にお答えいたします。

歯科金属スクラップにつきましては、令和5年1月1日に施行しました、周防大島町立橋医院歯科金属スクラップ管理規程により運用することといたしております。歯科金属スクラップは、全て患者にお返しすることといたしておりますが、患者から処分の申出があった場合は、書面により同意を得て処分することとしております。

現在、患者から処分の申出により保管している歯科金属スクラップはありませんが、今後、処分の申出があった場合は、管理規程に基づき適切に対応してまいります。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、山中病院事業局総務部長ありがとうございます。少し質問させていただきます。

先ほど町長からも言われましたように、民生費社会福祉費ということで、一般会計補正予算第3号、これは私も大賛成でございます。しっかりと進めていかんといけんと思いますが、現状といますか、ちょっとお話をさせていただきますと、電気、先ほど言いましたようにいろんなものがあがっております。特に中国電力などは、令和5年6月から26.1%ということで、モデル世帯でいきますと、1か月1,167円ほどの負担が増えるということになっているみたいです。若干、令和5年8月は液化天然ガスの燃料の価格がちょっと下がったということで、348円の値下げということをお聞きしておりますけれど、一応ひと月に1,167円くらいは負担が増えるということでございます。

さらに、スーパーなどを見ると、物価の優等生という卵でも、私の記憶で1パック百何円とかが多かったんですが、最近ではもう300円を超えているという状況でございます。さらに、公益社団法人のチャンス・フォー・チルドレンというのがあるんですが、その調査によりますと、生活困窮者の8割以上は物価高の影響で、学習や教育関連の支出を減らす傾向であるということも分かったということでもあります。そして、減らす傾向という中で削除対象になるものが、学習塾費とか参考書、問題集、辞書の購入などを控えるというようなことも起きておると聞いております。そういったことから、塾に通えなくなる子供もおられる中で、学習意欲が低下するという回答が30%超えたということで、物価高というのがいろんなところに影響があるんだろうと思います。

そういったことで、先ほども言いましたけれど、ちょっと再質問になるかもしれませんが、一般会計補正予算第3号はこれで私も大賛成ですが、やはり今までのプレミアム商品券の発行も大変助かりました。株も今最高潮に上がっております。恩恵ある人、ない人いろいろあると思いますけれど、今が本当にチャンスではないかと思っておりますので、ぜひともそういった町民全体の支援が必要と考えますが、どんなでしょうかね。もしよければ、ひとつ回答お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員からの再質問にお答えいたします。

基本的な考えとしては、先ほど町長が答弁したとおり、物価高騰の状況、国の支援策とか、そういった動向を踏まえながら判断させていただきたいというふうに思っております。物価高騰についても、商品券を配るだけではなくて、竹田議員も少し触れたと思いますが、教育に関しても、物価が高いことで教育にお金が回せないというような趣旨だと思います。それは、教育にかかる別の支援で考えていく必要があるかと思っております。そういったことも含めて、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 中元総務部長ありがとうございます。分かりました。そういう前向きな進め方をしていってほしいんですが。

ちなみに、私が言わなくても皆御存じだと思うんですが、他の自治体の例を申し上げますと、宇部市でプレミアム率40%の商品券、そして令和5年9月には柳井市で5,000円分の買物券、そして長門市では省エネ家電買い換え支援事業補助金ですかね、電気代が上がるということで、電化製品の買い換への補助とかいろいろやっておりますので、ぜひそのあたりも参考にさせていただけたらと思います。

それからもう1点、私、町の取組で少し動いているな、いいなと思っていることで、前回、水道料金の基本料金が減免されましたよね。あれは私がいろんな町民と話す中で大変好評でございました。令和4年11月検針分から令和5年2月検針分まで、1軒あたりの基本料金の部分が減ったということで。これから水道の課題はたくさんありますけれど、やはり毎月の固定費が減るということは、やはり町民が喜ぶますので、ぜひとも、こっちも合わせて前向きによろしく願いたいと思います。

それでは、橘医院金属スクラップの関係を再質問させていただきます。山中病院事業局総務部長ありがとうございました。マニュアルを読まさせていただきました。これはこれで、話が前に進んでいるなということで、私も少し安心しておりますけれど。その中で、第4条に感染性医療廃棄物という文言が入っております。私も医学的なことは分かりませんが、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに沿って、適正に処理をするというふうになっておるそうなんです。最近私もこの奥歯抜いたんですけど、患者のものですから返すというのはあたり前だと思うんですけど。インターネットで調べてみると、ほとんどの方が、9割以上だったかな、10人に9人は返してもらわないというデータが出ております。それはなぜかということなんですけれど、それは先ほども言いました、実際自分の奥歯を取って再利用できませんし、感染性医療廃棄物だということで処分の仕方もわからないという

中で、これもらっても困るんだと思います。実際、私もこの間抜いたときに、先生がどうされますかって言われたから、先生、私は要りませんので処分してくださいという話をしたんです。絶対というわけではありませんけれど、ほとんどの方が不要なんではないかと私は考えております。

この抜いた歯をどう処理するのか。この間も見せていただいたら、測りで測って、ほんの2、3分間だったですね。記録を取って、封をして、そんなに管理保管が難しい取り扱いではないのかなと私は思っております。

そういったことで、話が少しずつ前に行っておりますので、私も安心しておるんですが、やはり少し見直しを検討すべきではないかと私は思っております。いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 竹田議員からの再質問にお答えします。

歯科金属スクラップにつきましては、今マニュアルで基本的にはお返すということになっておりますが、今おっしゃったように、要らないという方もいらっしゃると思います。今後は、橘医院に掲示物として、その内容は、歯科治療の際に出た不要となった貴金属、歯科金属スクラップは全て患者様に返却しているところですが、当院での処分を御希望の方はお申し出くださいと、はっきり掲示して受付をしたいと考えております。よろしくをお願いします。

ちなみに、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに沿って適切に対応してまいります。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。そうやって適切にやっていくということでよろしく願いいたします。私もちょっといろいろなものを調べてみたんですけど、第1回の売却が21年1か月分で1,000万円、そして第2回売却が9か月分で100万円ということで、本当に大きな金額になります。素人ですから、細かい部分は分かりませんが、第2回の売却は9か月分で100万円ということであれば、1年間分で120万円から140万円くらいの収入になるのではないかなと、ちょっと素人ながら思っております。

そういったことで、ぜひとも今、山中病院事業局総務部長が言われた処分を御希望の方はお申し出くださいと掲示していただけるとするのは本当に嬉しいんですが、それも当然大事なんですけれど、最初に患者との対応のとき、要りますかということを一言添えてあげることが大事なのかなと思います。やはり聞かれれば、当然さっきも言いましたように、要るか要らんかの返事はすると思います。もし要らんということであれば、これ1つ提案なんですけれど、よそのいろんな歯科を見ると、廃棄ボックスというのがあるみたいです。さっきも抜いたあとで、要りますか、要らないですかと聞くことで、要らないと言えばビニール袋に入れて、いついつ不要の申出があったということで判を押して、計って、それを廃棄ボックスに入れておいて、あとは町

が1年に1回売却するというような感じにしてはと、私は考えたんですが。

1年間分で140万円というのは、どのように比べたら良いのか分かりませんが、一般的に会計年度任用職員の給与が年間140万円、150万円、130万円とかいうのがありますが、1人分ぐらいの給与になりますので、要らないということであれば、ぜひとも町の収入になるように進めていただけたらと思います。

そういった意味で、廃棄ボックスなど、もしよかったら検討していただけたらと思います。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 議席番号1番、公明党の山中正樹でございます。一般質問の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

先日、身体障がい者協議会の副会長と御面談をさせていただく機会がございました。副会長は視覚障がいのある方ですが、日ごろの生活で行政に要望などを伺ってまいりました。副会長は23歳で両目を失明され、今まで大変苦勞されてきました。今は鍼灸マッサージを開業されています。また、原稿をタイプライターで打ち、公の場で講義も行っておられます。

周防大島町には電車の駅がないので、誘導用ブロック、点字ブロックなど、歩行者の音響式信号機、効果音はあまり必要がないようですが、人口の多い地域では信号機のある横断歩道でスマートフォンに、信号の色を横断歩道の手前で音や振動などで知らせるアプリが登場しています。つまり障がいのある方の住みよい街ができているということでございます。

そこで、いろいろお話を伺ってまいりますと、1つ目には障がいのある方ない方を問わず、高齢者が下水道の工事に多額な費用を支出しなければいけないのではないかと大変心配をされています。これに対して丁寧な御説明をいただきたいと思います。

2つ目には、同行援護を予約した場合、雨によりキャンセル料が発生するのを臨機応変に、キャンセルではなく車両に変更できないかということ、この件についてもお伺いしたいと思います。

3番目には、手続きで役場に来られた障がいのある方に対して、庁舎内を移動するのではなく1か所の窓口での対応ができる統括責任者を配置していただけないかということでございます。

次に、スマートフォンの行政の取組についてでございますが、昨年度より大手2社のキャリアによるスマートフォン教室が開催されていますが、近隣の市町では新規のスマートフォンを購入する際に高齢者の金銭負担とスマートフォンのこれからの普及を考えて、購入時に助成金を出しているようです。周防大島町でもこのことに対してどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

最後に、行政手続きでスマートフォンを生かして活用できる内容と今後の方向性をどのように考えておられるかお答えください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員の視覚障がい者の生活について、こちらの3点の御質問にお答えをいたします。

1点目の下水道の供用開始に伴う受益者負担等の高齢者への説明について、こちらにお答えいたします。

下水道事業にかかる費用につきましては、まず下水道が使用できる地域となりましたら、地域内の土地に対しまして受益者分担金を納めていただくこととなります。1平方メートルにつきまして300円が賦課されますので、所有されます土地の広さにより分担金の額が決定されます。

次に、下水道に接続するためには宅地内の排管工事が必要となります。個人の宅地内に設置をさせていただく公共ますへ御家庭の排水管を接続する工事につきましては、各御家庭で御負担をいただくこととなります。その工事費につきましては、合併浄化槽から下水道に切り替えをさせていただく御家庭から、汲み取りトイレを水洗トイレへとリフォームされる御家庭まであり、幅広いものとなりますので、一律に費用の目安をお伝えすることはできかねるところでございます。

また、排管工事は周防大島町に排水設備指定工事店の登録をしている業者でないと工事することができませんので、指定工事店へお見積りをお願いしていただきたいと考えております。お電話等で下水道課まで御連絡をいただければお伺いをして御説明させていただきます。できる限り丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の同行援護についてでございます。同行援護は視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある方につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービスであります。障がいのある方がサービスを利用する際にはサービス提供事業所と契約を交わし、その契約においてキャンセル料等の詳細も取り決めされていると存じます。この公的サービス自体は障がいの程度や地域状況等により提供体制の違いはありますが、今後とも障がいのある方が各種サービスを継続

利用できるよう支援を行いたいと考えております。

次に、3点目の窓口対応の統括責任者の配置についてでございますが、本町では障がいのある方へのあいサポート運動に取り組んでおり、毎年、職員も講習を受け、あいサポーターとなっております。窓口にて接客する職員もあいサポーターであり、障がいのある方に対する配慮もできていると考えておりますので、統括責任者の配置はなくとも、安心して庁舎を訪れることができるように、今後とも行政職員一人一人が心がけてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員のスマートフォンの行政の取組について、御質問にお答えいたします。

1点目の高齢者のスマートフォン購入助成につきましては、町単独事業とした場合の財源確保、年齢要件やスマートフォンの所有状況による公平性の担保など課題が多く、現時点ではスマートフォンの購入助成は考えておりません。しかしながら、今後、周防大島町公式LINE申請を実現していくためにはスマートフォンは若い世代のみならず、高齢者にとっても欠かせないものとなりますので、デジタルデバイト対策についてはより一層重点課題として取り組んでまいります。

次に、2点目の行政手続きにおけるスマートフォン活用の内容と今後の方向性についてお答えいたします。

現在の電子申請による各種証明書交付につきましては、申請者に窓口まで来庁していただき証明書を交付しておりますが、令和5年7月3日より周防大島町LINE公式アカウントを開設し、行政オンライン窓口としてLINEから様々なお知らせや行政手続きができるよう準備を進めているところでございます。LINE申請による手続きはマイナンバーカードの読取による公的個人認証で本人確認を行い、LINE Pay決済で手数料と郵送料を納付することで証明書の郵送を可能とし、住民の方々がオンラインで完結できる手続きとなります。24時間いつでもどこでもスマートフォンのLINEを操作するだけで簡単に申請が可能となり、手数料もLINE上で支払うことにより、より便利に利用することができると考えております。LINE Payにつきましては、過去にデータを管理するサーバーが国外にあることから警戒視されておりましたが、令和3年10月より日本にサーバーを移設しており、セキュリティ的には安全性が向上しているものと思います。

なお、国が運営するマイナポータルから電子申請ができるぴったりサービスの27業務を令和5年4月1日から開始しておりますが、令和5年7月3日からはごみの分別方法の確認や収集日のお知らせ、指定避難所の開設状況検索、防災メールの配信、水道開閉栓手続き、住民からの道路異常箇所の通報をLINE上で実装できるようにいたします。

また、今年度中に実現を目指しております手続きといたしましては、住民票の写しの交付申請、

町県民税所得課税証明書の交付申請及び小中学校における児童生徒の欠席連絡等を保護者から学校へLINEで連絡できるような準備を進めているところでございます。

今後、その他の手続きにつきましても所管課と協議・調整を行い、LINEからのオンライン行政手続き等が可能なものにつきましては、順次実装に向けて準備を進めていくこととしております。

なお、スマートフォンをお持ちでない方や不慣れな方につきましては、引き続きスマートフォン教室の開催に加え、LINEの使い方やオンライン手続きについての講座を開催し、その際、町LINE公式アカウントへの登録を周知していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御説明ありがとうございます。下水道の件に関してですけれども、下水道というよりも工事のことでちょっとお聞きしたいと思います。私、議員になる前ですけれども、この下水道工事をしている小松の商店街の道路のことですが、恥ずかしながら2回救急車で運ばれました。右足骨折のときに、なんという道路だ、すごいこのガタガタガタガタ、その度に右足のところがすごい衝撃で痛んだのを覚えております。他の地域と比べると小松の商店街は掘り起こしてまた埋めてという工事が非常に多いのではないかなどこのように思っております。ぜひその点の御回答をお願いいたします。

まずはその1点、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 山中議員からの御質問でございますが、工事の進行上、どうしても何回かに分けて工事をするようになります。1番下の管の本管と、それからサービス管と言われている実際に引き込む管と、それから場合によっては推進管等もございます。合わせて、水道管の移設とかそういったものもございますので、周りの住民の方から見ると何回も同じところを掘り起こしてというようなことがあるかと思えます。いろいろ御迷惑をおかけしますけれども、もうしばらく御理解、御協力をお願いできたらと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。それと合わせまして、山本上下水道部長にも迅速に動いていただいたんですが、舗装をした後のクッションといいますか、そこにバスが通り、乗用車が通り、そこに隣接している家屋の方がすごい地震みたいだということで何件か苦情があり、それをすぐ下水道課の方に伝えますと、そういうことも迅速に動いていただいて、その後、今のところは苦情はないようですけれども、これからもそういった場合があったときにぜひいろいろと動いていただいて、住民の御希望を処理していただきたいなとこのように思います。

次に、同行援護ですけれども、ほかにも援護に対して種類があるようですけれども、今回は同

行援護だけのお話ということにさせていただきます。

私も商店街を車で移動している際に、2日に1回、3日に1回、ちょうど誰かが寄り添って視覚障がい者の方と一緒に歩いておられる。どこまで歩かれるのかなと思うぐらい、1キロメートル以上は歩いておられるんですけども、ああいう姿を見ているときにこの同行援護というのはめちゃくちゃ大事だなと。その方の目となって、その人を安全に目的地に連れて行かれるという形だと、このように考えております。

今、実際、このような形でその手続きといいますか、援護を要望されている方、実際使っていない方、もし分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員の質問でございます。

今現在、同行援護の利用についての人数、申請等的人数についてはちょっと現在把握はしていませんが、参考までに令和5年5月31日現在での身体障がい者手帳の所持者の人数、それから視覚障がい者の人数について御説明をさせていただきたいと思います。令和5年5月31日現在で身体障がい者手帳をお持ちの方が904人、そのうち視覚障がいの方が60人でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。これは話をしていなかったんですけども、政府からも問題になっております、新聞等でも取り上げられていますけれども、この障がいのある方の手帳の中身が、どうも紐付けがうまくいっていないといったことが出ておりますけれども、この周防大島町ではその件に関してゼロでしょうか。分かれば、どちらかお答えください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま山中議員から御指摘がありました、マイナンバーカードとの紐付けの関係の御質問でしたので、総務課のほうでお答えさせていただきます。

今、国のほうでしきりにマイナンバーカードのエラー問題というのが取り沙汰されておりますが、今のところ本町において国で問題になっているようなマイナンバーカードのエラー報告は、本町は出ておりませんというのが現状でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。以前、沖家室でしたか、土地を処分するときに同じ名前で——ということがまだ頭の中に残っておりますので、とにかく項目を間違わずにやっていただきたいなとこのように思います。

もう1つその方から質問があったのは、南海トラフ巨大地震等の災害があった場合に避難所に

当然行かれるわけですがけれども、まず1つは障がいのある方が避難所に行きやすい避難所ということで、その辺関連しますけれども、行っても私は今障がいを持っているんだよということが認知されない場合があるということです。その方がおっしゃっていたのは、まず1つは私は何々でこうですよということを示したバッジをぜひ用意してほしいとおっしゃっていました。私もいろいろと調べていくと、これを高松市でやっているサポートがありました。それは、避難所に行くときバンダナが用意されている。バンダナ、風呂敷みたいなんですけれども、ちょっと大きめで、三角に折って肩にかけて、胸で結ぶ。そうすると結んだこの背中の方に、私は手話ができます、耳が聞こえませんが、目が見えませんが、この3つのバンダナがあって、それを出すことによって避難所で誰かが援助しよう、助けようとしたときに、そのバンダナで分かるという、こういうシステムにされているそうです。大体避難所には最低2つぐらいが全避難所に配置しているということをお聞きしました。

今、突然の話なんですけれども、今のバッジも含めて避難所においてこのような障がいを持っておられる方がそこで不自由がないように準備ができているかどうかお答えください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員から避難所でのバッジとかの御質問をいただいております。ちょっとここは通告書にはそういったことはなかったもので、資料自体は持っておりませんが、現時点そのバッジになるようなものは総務課のほうでは準備はしておりません。しかしながら、以前にも議会で答弁をさせていただいておりますけれども、要は要配慮者に対するマニュアル等は策定しておりますので、それに準じた対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。こちらが通告をしていなかった部分がありますけれども。

私は災害で避難所が開設したときに、できる限りそのしまとびあスカイセンターに、何人の方が避難されているかなということを見に行っております。まだそこまで大きな被害があった場合の避難所ではないので、人数も非常に少なく安心しながら自宅へ帰ることが多いわけですがけれども、これからも今言っていたことが起きないのが1番ですがけれども、ぜひそういうバンダナとか障がいのある方に対する避難所での対応をとっていただくよう、早急に考えていただきたいなどこのように思います。

次に、スマートフォンの購入時に助成ができないか伺いたいについて御質問をさせていただきます。

近隣の市町では、岩国市と光市がこの補助に対してやっているようです。それは、まず住民票のある方、そして満65歳以上の方、さらにマイナンバーカード対応型のスマートフォンを初め

て購入される方、市が指定するスマートフォン教室で、スマートフォン教室受講証明書を交付された方、次、これはちょっと無理ですね、この周防大島町で販売店舗があり、そのキャリアからスマートフォンを購入できる方というふうな形になっていて、これは内容的には不思議と岩国市と光市が同じような文面でホームページを開くと出てまいりました。

そこで、スマートフォン教室受講証明書、これは今発行されているんでしょうか。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員からの御質問で、証明書を発行されているかどうかという御質問だったと思います。

これは先ほど山中議員が言われたとおり、光市、岩国市がそういった事業をやっております。岩国市におきましては、これはもう令和5年2月で終わっているから多分交付金の関係でやられちゃったんじゃないと思うんですけど、スマートフォンの購入で助成をもらうためにその証明をしたというのが交付要件にございますので、今現在、町が行っている教室の受講についてはその証明書というのは発行はしておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。先ほども答弁の中でありましたように、LINEを使っての行政の手続きとかそういうことになってくると、やはりスマートフォンの普及がない限りそれは実現しないわけであります。特に、高齢者の方が受講されているこういったスマートフォン教室での証明書、これはぜひ必要ではないかなどこのように考えております。

それと、今は大手2社のキャリアでスマートフォン教室をされているというふうに承知しているわけですが、特に車両を用いての1回3名の1日で4回ですか、合計12名の形をとられているということですが、これについて今までどうでしょうか。予約がいっぱいとか、欠員が出たとかそういったことはありますでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 大変申し訳ございません。参加の実際の人数というのは、現在、今、手元に資料はございませんけれど、若干の欠員があったというふうには報告を受けております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。私もこのスマートフォン教室には2回ほど参加させていただきました。思ったより後期高齢者前後の方で、非常に厳しいといたら失礼な話で、高年齢の方が非常に楽しく受講されていて、終わった後の質問の時間のほうがちょっと

長くなっていたと、1時間の受講時間だと記憶しておりますが、後で担当の方に聞きますと、非常に関心があつてありがたいとおっしゃっていました。そこでやはりネックとなるのは、助成金の問題であります。これをするかしないかによってスマートフォンの保有率が大きく変わってくるんじゃないかなと思います。どうかその点を、デジタルが先行するのはいいんですけどもね。しかしながら、スマートフォンを使おうとする人たちがそこまで追いついていないというのも、またこれも問題があるんじゃないかと思いますので、ぜひスマートフォン購入時の助成金については検討していただいて、早急にこれも実施をお願いしたいとこのように考えております。

あわせて、スマートフォン教室の受講証明書、これは別にあればいいことです。お金はかかるものではありませんので、しっかりとそこをお願いしたいなとこのように思いますが、その受講証明書の発行について、少しお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 証明書の発行についての再度の御質問でございます。この証明書の用途、使途、そういったものがどういったものに関連してくるのか、そういったことも含めて考えていけないといけないというふうに思っております。先ほども少し答弁させていただいておりますけれど、支援を行う制度の、他市における、その要件としてその証明をその市が助成をするために、支援を受けるための証明書を持ってないとその要件に満たないという意味での証明書というふうに私は思っております。ただ、その証明書が今後どういった活用ができるかというのも含めてやはり検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。今の話からいくと、財源の問題等があつて助成するかしないか、それは分からないという形ですけれども。いずれは、とにかく前へ進んでいくためにはこの助成をしていくのが適切な形ではないかと、このように思います。それはそれとして、いずれそういうふうになったときに、過去の名簿受講者のことを引き継いで、それが発行できるのであれば問題ないかなとこのように思います。

あと、町長には個別で話させてもらったんですけども、ネットニュースなんかで、先ほどの件に少し関連がありますけれど、私も以前の定例会でお話しさせていただいた迷惑電話録音機能装置付きの件です。これをちょっと被害は調べておりませんが、あまりにもひどい形でまだまだ被害者が増えております。今はATMを使わなくても自宅まで取りに来るという、こういう状況ですので、この周防大島町にもそういうことが待ち受けているだろうと。

そこで、先ほど町長にもちょっと資料といいますか、読んでいただけたと思うんですけども、ある町では今はゼロ件だけれども、今後こういったことが起きてはいけないということで町長自ら警察とタイアップして、個別訪問をずっとされたという記事が載っておりました。少しスマー

トフォン、デジタル関係にちょっと関係があるので、町長、申し訳ありません、お答えいただけたらありがたいと思います。（発言する者あり）いけますか。先ほど送らせていただいたの、まだお読みになっていませんか。（「あれについて」と呼ぶ者あり）そうです、そうです。すみません。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 31 分休憩

.....

午後 1 時 32 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員より、地域の防犯等々のことでございますけれど、町においても見守りということで、犯罪防止の啓発は行っております。そしてまた、山中議員が先ほどお話しいただいた埼玉県上里町ですよね。そちらは、町で戸別訪問を行っているということでありました。周防大島町では今見守りというこのような形で行っているという現状でございます。そして、こういったスマートフォンを使ってということもありますけれども、まず利用していただくということに、周防大島町としてはまず注力をしていきたいと思っています。そこに注力することによって、スマートフォンの重要性というか有用性を町民の皆さんにも御理解をいただいて、そして普及を広めていきたいと思っております。

その先に、また、新たな助成であったり、形があるのかなというようなことを思っておりますので、そのように努めてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1 番 山中 正樹君） 大変失礼いたしました。次回の定例会では先ほど答弁いただいたことについて、しっかりとお話、質問させていただきたいと思っております。

全編にわたっての丁寧な御回答、ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8 番、田中豊文議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） 今回は、入札と契約の全般にわたって現状と課題ということで、通告に従って質問をさせていただきます。素朴な質問ばかりなので、基本的なというか、簡潔に分かりやすく御答弁をいただければと思います。

町全体の契約、入札に関してですので、各部局、町長部局、教育委員会、病院事業局等で重複する部分はもうどこかでまとめて御答弁いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

通告書には、1番として契約管理の組織体制ということで、現状を簡単に結構ですので、例えばもう個別に各担当課で、それぞれ契約の手続きとか、現場の管理とか、そういうことは各担当課でやっていますとか、契約についてはどこかでまとめてやっていますとか、そういった感じで結構ですので、どういう体制で契約と現場管理が行われているのか、そこをお答えください。

それから、監督・検査の結果、これがどういう形なのかわかりませんが、最終的に工事でいえば、出来上がった段階で、書類と現場を確認して検査調書に検査官が判を押すということだけなのか、それとももっと細部にわたって現状を監督検査して、それが例えば数値化されて、それが次の工事の発注に反映されるとか、そういう意味でフィードバックされているのかということで質問をしておりますので、そういうことがされておるのかどうかをお答えください。

それから、積算については、これも簡単でもう大まかな話で、例えばもう全部担当課でやっていますとか、どこかに専属でやらせていますとか、あるいは幾ら以上の工事については業務委託していますとか、そういった形で結構です。

それから、有資格者の配置。これは積算について、例えばどういう、専門的なところが出てきますので、そういった部分はどなたが、どういう立場の人が責任を持ってそこをチェックしているのか、していないのか、そこをお答えください。

それから3つ目が、総合評価落札方式の入札について。これ何年か前に質問して、そのときは議論にはなっていませんけれど、その質問の答弁を踏まえて、実際に、この総合評価入札で求められるところであり品質向上について、どういった具体的な、こういうところが普通の入札と違うんですよ、というような事例があるのかないのか。あれば、そこを御紹介いただきたい。それから、この制度自体が、ちょっと中身については分かりませんが、外から見ると、これまで特に大きな改正とか、そういったことはされていないんじゃないかなと思いますけれど、その辺の検証とか見直しの状況についてお答えください。

それから、これは前回の質問のときに御答弁がありましたけれど、透明性及び中立性・公正性、そういったところについて確保されているのかどうか。この制度の運用について、そこが現状として確保されているのかどうかについてお答えください。

それから4つ目は、指名業者のランク付け。これについて基準となるものを、何に基づいてこのランク付けがされているのかというところをお教えください。

それから5つ目、随意契約について。これについては令和4年度についてだけで結構ですので、取りあえず合計の件数と全体の合計金額だけで結構ですので、そこをお答えください。

それから、競争性や効率性の確保の取組についてということで、最後にあげておりますが、これは随意契約に特化した話で結構ですが、この随意契約の中で、この競争性とか効率性の確保について、町としてどういうふうな取組をされているのか、されていないのか。どういった

ところを工夫して、こういった取組をされているのかというところについて御答弁をいただきたいと思います。

取りあえず、御答弁で基本的なところを教えていただきたいというのと、今回の質問は、公共工事等を通して、効率性とか透明性の確保というところに重点を置いて、議論ができればというふうに考えておりますので、簡潔で分かりやすい御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の入札・契約全般にわたる現状と課題についての御質問にお答えいたします。

今回、大きく分けて5点、御質問をいただいております。

まず1点目の①契約の手続きや監理体制についてでございますが、競争入札の執行につきましては、財務課が担当しており、随意契約は発注担当課で行っています。なお、契約の執行方法を競争入札、随意契約とするかは、発注担当課が起工する際に総合的に判断して決定しております。

次に、②の監督・検査結果の契約へのフィードバックについて、こちらは建設工事では設計金額500万円以上の工事の場合、完成検査後に工事成績評点を採点し、受注者に通知しており、総合評価方式による入札は、その過去5年間の平均点を評価項目に設定しておりますので、翌年度以降の影響とはなりますが、総合評価の評価値として反映されております。

2点目の①工事費積算にかかる積算業務の実態についてでございますが、土木系の工事費の積算は、原則として積算システム等を活用して職員が行っており、積算システム等がない部署におきましては、積算システムを置いている部署の職員が協力して積算業務を行っております。

ただし、建築工事などの営繕系の工事費の積算は、職員による積算は困難でございますので、建設コンサルタント業者へ委託しています。

次に、②の有資格者の配置と業務委託の状況については、施設整備課に1名、下水道課に2名の土木技師を配置しております。

業務委託の状況については、令和4年度速報値で建設コンサルタントの契約件数を申し上げますと、指名競争入札が39件、随意契約が15件、合わせて54件ですが、これは測量、設計業務であり、積算業務の委託件数の集計までできておりません。

そして3点目の①総合評価落札方式について、品質向上に関する成果の具体的事例につきましては、先ほどの1点目の答弁でも触れましたけれども、工事成績評点の点数が翌年度以降の評価値に反映されるということでございます。

次に、3点目の②の総合評価落札方式の制度の検証や見直しの状況についてでございます。総合評価競争入札方式は、特別簡易型による実施要綱、落札者決定基準を平成21年1月に山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会に諮問し、適切との回答を受けまして、平成22年度か

ら執行し、現在に至っております。制度の見直しはこれまでに数回行ってありますが、直近の見直しは平成26年2月で、改正内容は過去8年間の同種工事の施工実績の配点基準についてでございます。改正した背景には、その当時の工事発注件数、発注金額の減少傾向に対応するためであり、これ以降は特に制度の見直しは行っておりませんが、見直しが必要と判断した場合は、適宜改正してまいりたいと考えております。

次に③の透明性、中立性・公平性の確保についてでございますが、総合評価方式に限らず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、透明性の確保を図るために、発注者に義務付ける事項として、毎年度の発注見通しの公表、そして入札・契約にかかる情報の公表、また施工体制の適正化、そして続いて不正行為に対する措置、これらが掲げられており、特に入札結果にかかる情報は落札決定後、速やかに町ホームページ等にて公表しております。

続きまして4点目の、指名競争入札における指名基準、こちらについてでございますが、本町では指名審査会を開催し決定しており、入札参加資格者名簿は財務課窓口にて随時閲覧することが可能となっております。町内建設業者につきましては、周防大島町が発注する建設工事等の契約にかかる指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する事務取扱要領において、土木一式工事、建築一式工事の格付けを行い、その他の工種は経営事項総合評定値等をもとに、指名審査会にて等級区分し、2年に1度見直しを行っております。

なお、町内業者の各工種別の指名基準につきましては、入札参加資格者名簿とともに、閲覧可能としております。

続いて、5点目の①随意契約の令和4年度の実績につきましては、年度末における速報値としてお答えいたします。随意契約総件数は818件で、契約金額合計は14億9,924万4,869円です。うち建設工事は401件、契約金額合計は4億3,053万7,303円、建設コンサルは15件、3,793万7,966円、業務委託は346件、9億8,126万7,057円、物品購入は56件、4,950万2,543円です。これらはあくまで速報値でございますので、最終的な数値は多少の増減がある場合もございます。

続きまして、②の随意契約にかかる競争性の確保、こちらにつきましては、契約において、相手方が限定される場合を除き、見積合わせにより、町にとって最も有利となる条件を提示したものを契約相手とすることとしており、1社見積もりによる場合は、明確な業者選定理由がなければできないこととしております。

最後に、効率性の確保、こちらについてでございますが、令和3年度に契約管理システムを改修し、令和4年度からは全ての随意契約をシステムで管理しており、起工から完了検査までの事務処理が平準化でされておりますので、事務の効率化に寄与しているものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 田中議員の病院事業局における入札・契約全般にわたる現状と課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の契約監理の組織体制についての御質問ですが、病院事業局における契約の手続き、監理は総務部で行っております。手続き、監理の中で疑義がある場合は、本町財務課契約監理班と合議し、自治体契約の基本原則である経済性、公平性、競争性を重視し行っております。

2点目の工事積算についての御質問ですが、病院事業局では建設工事における基本設計業務などは、全て指名競争入札を実施しております。

3点目の総合評価落札方式についての御質問ですが、病院事業局においては事例がございません。

4点目の指名競争入札における指名基準についての御質問ですが、町の基準に準じております。

5点目の随意契約についての御質問ですが、令和4年度の病院事業局における随意契約の実績につきましては、工事は70件で3,349万1,460円、業務は75件で2億8,771万628円、物品購入は20件で7,366万7,000円。この3項目を合計すると165件で、金額は3億9,486万9,088円でした。

競争性や効率性の確保の取組についての御質問ですが、病院事業局では地元業者の受注に配慮しながら、可能な限り多くの業者から見積もりを徴するなど、競争性の確保に取り組んでいます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 教育委員会は町長部局と同じということによろしいんだろうと思います。

では、随意契約のところから確認なんですけど、随意契約というか競争性、効率性の確保の取組というところで、平成29年第1回定例会の一般質問の時の御答弁で、このときも先ほども言いましたが、総合評価入札についての質問で、そのときの答弁で、現状では入札契約手続きの透明性などは確保されていると判断しているというような御答弁がありましたけれど、これについては現状も同じ認識ということによろしいのかどうか、まず確認をさせてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問ですが、平成29年第1回定例会の議会答弁と変更はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） このときが総合評価の質問だったんですけど、これは、町の入札・契約全般についての御見解だろうと思います。

それで改めて、随意契約の話ですが、令和4年度の実績が約15億円、病院が4億円、19億円ほどの随意契約があって、これはもちろん随意契約でないといけないこともあるでしょうし、

130万円以下は随意契約できるというルールがあるんですけど、これが令和3年度と比べてかなり増えているのだと思います。やはり公立性、透明性の確保という観点からすれば、基本は、原則は一般競争入札なので、例外的に随意契約という方法があるので、全部競争入札でやるべきとは思いませんけれど、ただ、そうかといって、やはりここは競争性とか公立性の観点から言えば、少しでも少なくしていくという努力が必要なんじゃないかなと思います。その辺で、競争性や公立性の確保の取組がどういうふうに行われているのか、その姿勢を私は聞きたかったんです。この点については、例えば、町として問題認識を持っているのか。それとも、これは仕方ないことで、今後も増えていくような方向性にあるのかどうか。その辺をちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から随意契約について、今後、それが正しいのかどうかというようなことも混じえた御質問だったと思います。当然、田中議員がおっしゃるとおり、一般競争入札であるのが1番ということもありますけれど、やはり、随意契約としての理由も当然ございます。そういったことを踏まえて、適正に随意契約にするのであれば、それぞれの緊急性を要するとか、競争入札にすると不利を与えるとか、そういった項目もありますので、それに準じて、それぞれの担当がしっかりと状況を掴んだうえで総合的に判断をしております。当然、令和3年度に随意契約に関するシステムを入れておりますし、昨年度においては、その契約関係の職員向けの研修を実施させていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは、今現状として、15億円の随意契約が、令和4年にある。このことについて、例えば、1%削減するだけでも、大きな効率性が図られると思うんですけど、もちろん、その中には、今おっしゃったように、随意契約でないといけない部分もあると思いますが、システムを入れているからとかいうことではなくて、その元の随意契約にするかしないかというところがシステムの話ではないので、そこについて、まず現状として、随意契約が15億円あるという状況を、どのように捉えられているのか。これでいいのか、いいというか適正だと考えているのか、それとも少しでも削減していくべきだと考えておられるのか、そこをちょっとお聞きしたんですけども。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、随意契約に関しての御質問をいただいております。確かに、14億円という随意契約の金額というのは、この年度については、私もちょうと多いかなというふうに思っております。しかしながら、これは新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急を要するような案件がかなりあったということで、大幅に伸びておるということでございます。

す。当然、随意契約にするためには、町が作っております随意契約のガイドラインに沿った対応を、それぞれ職員はしております。当然、随意契約が適正かどうかというのは、先ほども御答弁させていただいたとおり、システムでチェックができるようになっておりますし、原課でその部分が正しいかどうかというのは、そういったことがあるときには、当然、財務課のほうにも相談があつて、適正な指導というところとちょっと語弊がございますけれど、協議をして随意契約にするかどうかという態勢をとっておると思っております。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後 2 時 01 分休憩

.....

午後 2 時 14 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほど田中議員から、随意契約の関係で少し答弁に誤りがありました。今年度の随意契約の金額は、大幅に多かった理由として、私、新型コロナウイルス感染症の関係というふうに答弁いたしました。実際は、その特殊な施設の維持管理、保守とか、そういった部分に、今年度というか令和 4 年度においては、かなりのものが支出しているというような理由でございます。どうしても随意契約で行わないとできないようなものでございましたので、適正な執行というふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） 理由というか、今後——金額としてはかなりの高額ですよ。年間 15 億円、随意契約でやる。そこを多いと思われるのであれば、これを削減する努力をしようとするのか、いや、それでも、これはもう最低限、ここはどうしても必要なんだというふうに考えておられるのか。全部とは言いません、ゼロにしろとかそういうわけではないんです。ここをやっぱり安易にというか、やはり入札でないと競争性が発揮できないというのは当然のことでしょうから、そこをどういうふうに考えられておられるのかということをお聞きしています。もう 1 回ちょっと、今後、この随意契約の額、ちなみに令和 3 年度、10 億円ぐらいだと思っておりますが、令和 4 年度で 15 億円になっている。これを、もっと削減する努力をしていくのか、いかないのか。結果じゃないんですよ。そういう今の方針、方向性というんですか。それをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 競争入札で執行すべきというものについても、やはり全て随意契約というのではなくて、競争入札でできるものについては競争入札で行っていくというような、こ

れまでと同様の考えであります。できる限り競争入札でできるものについては、競争入札で執行したいというふうに思っております。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、随意契約でやるのが、町にとって有利な場合もありますので、そこはやはり従来どおりの対応をしまいたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと通じないのかもしれませんが、削減する努力はしないということはないですよ。それを私、さっきから聞いているんです。15億円ある、これを、例えば、いやもうこれ絶対どうやっても落とせないんだという金額として捉えられているのか。それとも、今後できる限り、競争入札にするのかどうなのか分かりませんが、一応原則は入札なんで、競争性をもって効率性を高めるという目的があるんで。そこを安易に130万円以下だから、例えば、130万円以下だから随意契約でやりますというのではなくて、そこは少しでも15億円という随意契約の金額の規模が小さくなるように努力をするのか、いや、それは必要ないと考えておられるのか、そこをちょっともう1回お聞かせください。その効率化という観点からです。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員がおっしゃるとおり、競争入札での執行については、やはり少しでも競争入札のほうに持っていければというような努力はしないわけではないというふうに思っております。当然、130万円以下についても、競争入札でできるものについては競争入札を行っておりますし、先ほどちょっと申し上げましたけれど、どうしても競争入札が適切ではないという言い方は変ですけど、随意契約のほうの方が町に対して有利というような場合には、もう随意契約でしかできない、その業者でしかできないというような場合を除いては、やはり競争入札で行うことが原則だろうというふうに思っておりますので、削減に向けた努力をしないというような意味ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとその効率化という面で、随意契約だけで判断できるものではないんですけど、ひとつこれだけの大きな金額が随意契約でされている。効率化についての努力、認識も今、ようやく御答弁いただきましたけれど、効率化に対する取組というのは、どういうふうに形として表れているのか。

ここに、周防大島町公共工事コスト削減推進会議設置要綱というものがあるんですが、これについて、そういう会議が実際にどの程度開催されて、どういったことを、この中で周防大島町公共工事コスト削減行動計画の策定に関することというのがありますが、これがどういうふうに策定されているのか、実態に、現場にどういうふうに反映されているのか、その辺を御答弁ください。

い。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から御質問いただいた周防大島町公共工事コスト縮減推進会議については、財務課で所管しておりますけれど、会議は行っておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 行っていないというのは、この名称からだけなんですけれど、コスト縮減の取組が必要ないから開催していないということなのか、何かほかに理由があるのか。その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、周防大島町公共工事コスト縮減推進会議設置要綱に基づいた御質問だったと思います。これは、必要ないからやっていないのかというような御質問だったと思います。実際、コスト縮減というのは、当然、公務員として必ず職員一人一人が意識して取り組むべき事案であろうというふうに思っております。しかしながら、全体的な会議として、そういった要綱に基づいた会議を持つ要綱がありますので、そういったことは、今後のまとめとして、開催について、またどういった取組を行うべきかというのを進めていく必要があるというふうに思っております。

現時点においては、この周防大島町公共工事コスト縮減推進会議については、私の記憶の中では開催された実績はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分かりませんが、コスト縮減というか、効率化についての取組は、外から見たときにどういうふうに受け止めたらいいいんですか。形として、こういう部分でコスト縮減というか効率化の努力をしますよというところを、私たちが理解するためには、どこを見ればいいんですか。こういう明確な周防大島町公共工事コスト縮減推進会議というものがありながら、それはやってませんよ、ルールは、基準はあるけれど、組織はあるけれど、会議はやっていません。随意契約は15億円あって、それについては別に、ようやく入札できるものはしていくと、効率化の努力はしていくという御答弁はありましたけれど、目に見えるものとして、じゃあどういう努力をされて、どういう方法をもって効率化の努力をされていこうと思われているのか。その随意契約についてに限ってでもいいです、全体でもいいです。そこを御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問、目に見える成果というような御質問だった

と思います。実際、この会議については、先ほどから申し上げましたとおり、開催はされていませんが、本町が定めております周防大島町行政改革推進会議における第4次周防大島町行政改革大綱において、公共工事等のコストの縮減という項目があり、そこにそれぞれの成果として記載をしております。ですから、先ほどの周防大島町公共工事コスト縮減推進会議の要綱とは別のものがございますけれど、そういったことで、1つの目に見える形ということで、御理解いただければと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょうど今、第4次周防大島町行政改革大綱で定めているという御答弁がありましたので聞かせていただきますが、その第4次周防大島町行政改革大綱の中では、契約についての効率化についてどういうふうな目標が定められておられますか。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 第4次周防大島町行政改革大綱における公共工事等のコスト縮減という項目において、入札・契約制度について、競争性や公平・公正性の向上に努めるとともに、事務の効率化を図り、公共工事等のコスト縮減を図るということで記載させていただいて、実施計画においては、その大綱に基づく実施計画において、公共工事等のコスト縮減の計画目標、それぞれ年度ごとの実績数値というもので評価をしているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） お題目はそうなのでしょうけれど、実際の成果指標ということをお聞きしたんですが、これには契約管理システムを利用した入札契約件数というものが目標値としてあっておりますが、そういうことではないんですね、私がさっきから言っているのは。実際にどれだけ効率化を図るかというところで、契約管理システムを利用して利用件数が伸びたから効率化が図られるというものではないと思うんですけども、そうでないというのなら、後で訂正していただいたらいいと思うんですけども。具体的にどういう方法を持って、この第4次周防大島町行政改革大綱ではどうやって効率化を図るのかということが読み取れません。そこは、ちょっと第4次周防大島町行政改革大綱の話は逸れるので、これぐらいにしておきますけれど、その辺の効率化についての第4次周防大島町行政改革大綱の規律ですら、契約管理システムの利用件数が目標値ですよということで、実際にどれだけ効率化が図られるのかが説明でき

ないというようなものでは意味がないので、具体的にどれだけの効率化を図っていくのか。その辺の目標を立てるということが必要で、そのためにはさっきの随意契約の部分も含めて、もっと根本的に議論が必要ではないかと。そのための組織がこの周防大島町公共工事コスト縮減推進会議ではないかなと、はたから見るとそういうふうには受け止められるんですけど、それもやらない。じゃあ、効率化について、取り組む気があるのかどうか。その辺が全く、さっきから答弁を聞いても、御提示された資料を見ても、受け止められないと思います。

ちょっと時間がないので、ほかの件に移りますけれど。指名競争入札の指名基準、ランクの話なんですが、これは指名基準等に関する事務取扱要領というのがあって、ここでAランク741点以上というのが、Bランク、Cランク、それぞれ点数、総合数値というのが定められておりますが、これによって業者のランク付け、区分分けがされているということだろうと思いますが、この要領の数値、基準値というのは、どういう根拠を持って決められて。2年に1回、先ほど御答弁で見直すとかいうような御答弁もありましたけれど、これまでどういう推移をしてきたのか。例えば2年に1回程度見直されて変わってきているものなのか、それともこれは変動しない。要領ですから、そうそう変わるものではないと思うんですが、どういうものなのか、どういう位置づけなのか。この数値自体の根拠を御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 国土交通大臣または都道府県知事が建設業者の経営に関する事項に基づき審査した工種別の総合評定値、施工実績等により決定をしております。同要領で、土木一式工事については、総合評価値、先ほど田中議員が言われたように、741点以上Aランク、601点から740点までがBランク、600点以下はCランクというような格付けを行っております。このランクについては、2年に1回見直しを行っており、決まったものではなく、今年度においても業者の入れ替えはございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは、この要領の第2条の総合数値に関して、今説明がありました経営事項審査の評価点について、741点とか、601以上740以下、そういったランクごとに基準が定められておりますけれど、その基準値自体はどのような根拠で定められておられますかということをお聞きしたんです。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員の御質問についてですけれども、現在同要領で総合評定値により土木一式工事のAランク、Bランク、Cランクにつきまして、点数の基準を設けておりますが、こちらは、各業者の受注機会の公平性を配慮いたしまして、Aランク、B

ランク、Cランクの業者数を考慮しながら過去決定されておまして、現在に至っております点数が、先ほど中元総務部長が回答したAランク741点以上、あるいはBランク601点から740点、Cランク600点以下というところで、現在の規定に至っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分からないんですが。この業者数等を考慮して、受注機会の基準を測るためにこの数値を定められておるとかいう趣旨は分かるんですけど、この実際の、例えばAランクの741点というこの数値自体は、どういうふうな根拠を持って決めたんですかということ、私、先ほどからお聞きしているんですが。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

例えば741点以上をAランクとするという根拠はどうやって決めたのかということですが、繰り返しの回答になりますが、例えば土木一式工事について建設業許可をお持ちの町内業者を並べたときに、経営事項審査の総合評定値を高い順に並べたとしまして、高いものから1番下のものまで順位がつかますが、じゃあそれをどう区分していくかというのはどうしても格付けが必要でございますので、Aランク、Bランク、Cランクがなるべく均等になるように、受注機会が公平に回るようにと、もともと制度設計されたものでスタートしていると思います。

そして、分布が偏らないようにということで総合評定値を過去に見直したのが、現在の741点と同様で規定している点数と御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 基本的なものというよりは、具体的にどういう方法でこの741点というのを、誰がどういうプロセスを経て決めたのかということとは全然分かりません。今、理屈は分かりました。でも、それを実際にどういう、経営事項審査って毎年変わるってことだから、じゃあこれ毎年変更されなきゃおかしい話ですよ。変更されていないにしても、じゃあどこをどれだけ並べて、どこまでをAランクとするかということ、誰がどういう根拠を持って決めたのかということをお聞きしているんですよ。方法というよりは、そこのプロセスの部分をきちんと説明して、明らかにしなきゃいけないと思うんです。公表して、周防大島町の場合はこういうランク付けをしますよというのが公表されて説明できなければおかしいですよ。そこをちょっとさっきから聞いているんですけど。もう1回ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） ランク付け等につきましては、町の指名審査会において決定しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その指名審査会で決められたときの資料、過程というのは、それほどどこかで公表されたりしているものなんですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの指名審査会における公表といいますか、指名審査会については、審査会要項の規定がございますとおり、会議の経緯については開示をしないというようにになっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 非開示ということなんでしょうけれど、そういうことでいいんですかね。公共工事を——ちょっとその前に、さっきからこれも聞いてるんですけど、この総合数値自体の変遷はあるんですか、ないんですか、毎年変わっているんですか、変わっていないんですか。そこをちょっと説明してください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 変えてはおりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分からないんですが、さっきの御説明じゃあ経営事項審査の数値を並べて、それでランク付けを、区分分けしますよということだったと思うんですが、じゃあ経営事項審査のデータって毎年変わるものだから、毎年どこで区切るかということは変わってくるはずですよ。それが変わらないということは、経営事項審査のデータが全く一緒なのか。

それと、非開示って言われましたけれど、結局それがこの議会の場でも説明できないということなんですかね、その経緯について。そうであれば、全くこの内部でこのランク付けというものを決めていくということになります。この評価数値自体は公表されるべきものだと思いますので、その根拠というのも当然公表されなきゃおかしいですよ。だから、そこを内部で全部やって経過は公表しませんよというのでは、説明が果たせないと思うんですが、その辺は問題ないですか。

○議長（荒川 政義君） 岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） ランク付けでございますが、合併をいたしまして、業者数が、例えば土木にいたしましてもかなりの業者がおりました。それでAランク、Bランク、Cランクで均等になるぐらいのところまでランク付けを決めました。

ランクの点数はほとんど変えておりません。というのが、例えばBランクの業者が頑張って、例えば2年に1回、経営事項審査の評価がされますんで変わりますけれど、それで頑張ればAラ

ランクに上げられる。例えばAランクの業者が、私はAランクじゃなくてBランクのほうに行きたいということで、受注を意図的に減少させてBランクに行きたいということもできます。だから、通常は合併時にある程度決めましたけれども、点数は変えておりません。だから、Cランクの業者が2年間のうちに頑張っ、て、経営事項審査の点数を上げればBに上がる場合もあります。そこから辺の業者数の変更はいたしておりません。だから、点数については、一定の期間、合併時からもう十何年ですけれど、原則として変えていないという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、この事務要領の総合数値というのは変わってないということとでよろしいんだろうと思いますけれども。その業者が、今の御説明では、完成工事高を落としてAランクからBランクにと。基本的に頑張っ、て上のランクを、完成工事高も増やしてあげるといのが普通の発想ではないかと思うんですけれど。そうじゃなくて、AランクからBランクに落としたいという業者がいらっ、しゃるということなんでしょうね。そうであれば、余計にこの741点という数値の重みというのが出てくると思うんです。当然こういった数値は公表すべきこととでしょうし、この例規集から拾えば見れますよということのかもしれませんが、そうじゃなくて、もっと主体的にこの数値を公表すべきとでしょうし、その決定過程というのはやっぱり町民の皆さんにきちと説明できないとおかしいと思うんです。内部の指名審査会で決めましたから、それが根拠ですと言われても、じゃあこの741点って何なのと言われたときに説明ができないということ、それはちょっと行政のやり方として不十分だろうと私は思います。

ちょっと総合評価のほうに触れておきますけれど、要するに何でランク付けを言うかということ、結局Aランクに上がっ、て、今度は総合評価の入札に加わることになる。今、前々から前回の質問の趣旨もそうだったんですが、結局総合評価があるから受注機会が減ってしまうという声があります。それであるがゆえに、周防大島町の場合はAランクに上がったら総合評価に入るから、今度は逆に仕事が取れなくなるという事態が起きてくると。そうすると余計にこの741点という数値の重みというのが増してくるんだろうと思います。

その今の指名審査会の話も同じなんです、が、入札監視委員会というのがあります。これも規定が設けてありますが。まず、この入札監視委員会というのが機能しているのか、開催されているのか、そこら辺を御答弁ください。（「田中議員、時間が来ちよるから、もしまとめるつもりならもうちょっと質問しちよったほうがええよ、最後の答弁」と呼ぶ者あり）

要するに、残念ながら時間がなくなっ、たみたいなんですけれど、私が言いたいのは、結局今の指名審査会もそうです。入札監視委員会も恐らく前回の答弁からすると開催はされていないんだろうということだと思っ、たんです。要するに、そこを行政内部で全部結論を出す。しかもそれは非開示で、要するに水面下でやっ、てしまうというのは、やっぱりこの公共工事の発注にかかわっ、

くることについて、そのプロセスとしてかなり問題があるんじゃないかなろうかと。やっぱりそこに公開するなら公開するでいいですし、やっぱり仕組みとして、外部の目が入るような仕組みにしなきゃいけないんじゃないかというのが、今日大きく私が言いたいことだったんですけど、ちょっとそこはもう中途半端になってしまいましたけれど。

そこら辺の考え方について、今の入札監視委員会が開催されているのかどうかということも含めて、町として今後、その入札制度の改善、改革について見える化というか公開も含めて、その辺についてどういうふうに取り組もうと考えられておられるのか、その辺の方向性というか方針だけでも聞かせていただいて、私の質問は終わります。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 何点か御質問があつて、まず741点の分については当然公表をしております。

それと、入札監視委員会の設置状況につきましては、これは私の記憶では開催された記憶はございません。当然、委員については町長が任命をし、庶務については、これは監査事務局で庶務を行うというような要綱になっておりますので、それについては現在のところ開催されたことはないというふうに私どもは思っております。

○議長（荒川 政義君） 執行部、ほかにない。いいですか。副町長いいですか。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 入札制度のことに关しまして、田中議員からも御指摘いただいたとおり、やはり町においてこの随意契約よりも競争入札を行ったほうがやはり効率的になるということは承知をしていることなので、そういったアプローチはしっかりしていけないといけないというふうに私も思っております。

そして、入札の指名審査会をはじめ、あり方も含めて、これから考えていけないといけないことではあるかと思ひます。やはり競争入札をするということ、今後町のためにあらゆる取組をする中で、やはり効率的に入札制度を活用しながら取り組んでいくということが第一かと思ひます。その中で、田中議員御指摘のとおり、やはり広い目を持ってそういったことも決定していくということも、今後は検討していかないとけないということもありますし、やはりそこには公平・公正でないとけないということも、しっかりと念頭において取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、6月23日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時59分散会
